

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

令和4年9月7日（第1日目）

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから、令和4年平泉町議会定例会9月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

2ページをお開きください。

本定例会9月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

3ページをお開きください。

監査委員から、令和4年5月分から7月分までの現金出納検査、令和4年度7月定期監査の結果について報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

48ページをお開きください。

平泉町選挙管理委員会委員長から、選挙管理委員及び補充員の任期が満了することに伴い、選挙を行うよう通知がありましたので報告いたします。

50ページをお開きください。

教育委員会から、平泉町教育委員会事務事業等に関する点検評価報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

106ページをお開きください。

本定例会9月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

107ページをお開きください。

定例会6月会議以降の報告事項については、印刷してお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

なお、提出しております国、県などへの要望内容を印刷してお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

続いて、広域連合議会議員からの報告を行います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を求めます。

1番、大友仁子議員。

1 番（大友仁子君）

それでは、諸報告の147ページをお開き願います。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会につきまして、その概要を次のとおりご報告いたします。

令和4年9月7日、平泉町議会議長、高橋拓生様。

岩手県後期高齢者医療広域連合議会議員、大友仁子。

148ページをお開きください。

令和4年7月4日午後3時15分より、岩手県自治会館におきまして、令和4年7月岩手県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催されました。付議事件についてご報告します。

149ページをお開きください。

議案第10号、岩手県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて。

改正内容は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等について、令和4年度分の後期高齢者保険料を減免するため所要の整備を行うものであり、原案のとおり承認されております。

151ページをお開きください。

議案第11号、岩手県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

提案のとおり同意をされましたのでご報告をいたします。

以上、岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

以上で岩手県後期高齢者医療広域連合議会の報告を終わります。

これで広域連合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告を行います。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、私のほうから行政報告をさせていただきます。

152ページであります。

6月18日になります、スパルタキャンプの第3期の開講式が行われております。

6月18日、同じ日でありますけれども、いきいきシルバースポーツ大会が本年度開催されております。

6月22日、長島幼年消防クラブ発会式が行われております。

6月25日になりますが、平泉町老人クラブ連合会グラウンドゴルフ交流大会が開催されております。

6月26日になりますが、東稲山麓地域世界農業遺産シンポジウムが開催をされております。

6月28日になりますが、平泉ライオンズクラブより図書の寄贈をいただいております。新しく交流施設としてオープンいたしましたエピカへ図書の寄附ということになります。

6月29日、平和の祈り、同じ日、芭蕉俳句大会が毛越寺を会場に開催されております。

7月1日、社会を明るくする運動開幕セレモニーと同時に街頭指導、広報等を行われております。

7月3日、平泉駅前きらめきマルシェが開催されております。

7月7日、12区微笑みの会「いきいき百歳体操300回記念祝賀会」が町内エピカを会場に開催されております。

7月11日、12日と北上川上流改修一関遊水地事業の促進及び地方道路の整備推進に係る要望、盛岡市、仙台市、7月12日は中央要望、議会と町と連名で要望活動を行っております。

7月16日になりますが、スパルタキャンプの第4期の開講式が開催されております。

そして、17日になりますが、平泉水かけ神輿本渡御が行われております。3年ぶりの開催ということになります。

7月22日、平泉町の県への要望会が平泉町役場を会場に行われております。

7月25日になりますが、鳥獣被害に関する県副知事と県町村長との意見交換が盛岡で開催されております。

7月26日、平泉町総合教育会議が開催されております。

8月10日になりますが、平泉町戦没者追悼式が行われております。

そして、8月15日、午前と午後になりますが、午前は令和3年度平泉町成人式、午後は令和4年度平泉町成人式が開催されております。

8月16日になりますが、大文字送り火が開催されております。

そして、8月22日になりますが、社会を明るくする運動標語入賞者表彰式が平泉中学校校長室で開催をしたところであります。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

以上で、町長からの行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（高橋拓生君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番、三枚山光裕議員及び7番、真笹光幸議員を指名いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会9月会議の会議期間は、本日から9月16日までの10日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から9月16日までの10日間に決定いたしました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますので、ご了承願います。

議 長（高橋拓生君）

日程第3、町長所信表明演述を行います。

青木町長、登壇願います。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、所信表明をさせていただきます。

このたび令和4年8月27日付で3期目の平泉町長に就任いたしました青木幸保でございます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

本日ここに令和4年平泉町議会定例会9月会議が開催されるに当たり、今後の町政運営に対する考え方について、私の所信の一端を申し述べさせていただきます。

さきの町長選挙におきましては、多くの町民の皆様から信任をいただき、3期目の町政を担うこととなりました。身に余る光栄であり、深く感謝いたすとともに、心から厚く御礼を申し上げます。また、課せられた使命と責任の重さに改めて身の引き締まる思いであり、町民が希望と誇りを持つことができるまちづくりに全身全霊、全力で取り組む所存でございます。

私は今回の町長選挙において、これまでの2期8年間で町民の皆さんとともに作り上げてきた土台を生かし、次代を開くため、町民総参加でチーム平泉を前に進める「8つの政策」に取り組むことを掲げさせていただきました。

1つ目は、新型コロナウイルス感染症との共存であります。

困難に直面している今こそ、コロナとの共存やポストコロナを見据えた新たな日常へ向けて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ってまいります。特に、感染症対策を講じながらイベント・事業を前に進め、観光回復を図るとともに、自治体DX（デジタルトランスフォーメーション）の促進により、新しい社会活動への対応を進めてまいります。

2つ目は、魅力のある仕事・働く場の創出であります。

県南で集積が進む自動車・半導体産業の企業誘致は絶好のチャンスであり、平泉スマートインターチェンジ開通の優位性や地の利を最大限に活かし、参入企業への支援や新たな工業団地の整備を検討してまいります。

また、本町の基幹産業である農業につきましては、担い手の育成を図りながら、特産品の開発、ブランド化、販路開拓と拡大を推進し、産業としての高度化及び魅力化を図るとともに、道の駅の効率的な活用や魅力化を図り、農家所得の向上を目指してまいります。

さらに、観光による地域経済への波及効果を拡大させるため、観光資源の磨き上げと情報発信に取り組みながら、通年型・滞在型の観光への転換を図ってまいります。

3つ目は、平泉の魅力を新たな流れに結びつけることであります。

地方での暮らしを希望する方から移住・定住先として選ばれるよう、生活環境の整備と魅力の発信に取り組むとともに、Uターンや移住希望者の多様なニーズに対応した各種支援の取り組みを推進してまいります。

また、「平泉の文化遺産」を生かした魅力を発信するとともに、新しいツーリズムを誘発することにより、町の活性化と観光客の増加による「交流人口」のさらなる拡大を目指してまいります。

さらに、町外に居住しながらも町や町民と関わる「関係人口」は、人口減少が進む中において町の大きな強みとなり得ます。今後は、継続的に地域に貢献いただける関係人口を拡大する仕組みを構築してまいります。

4つ目は、暮らしやすい安全・安心なまちづくりであります。

地域と行政が一体となった防災・防犯体制及び消防・救急体制の充実を図り、安心して生活ができるまちづくりを進めてまいります。

また、県道一関北上線の改良早期着工、国道4号の拡幅をはじめとする交通網の整備に取り組むとともに、町道及び橋梁等の計画的な点検と修繕による適切な維持管理、生活道路を優先した効果的な整備を進めてまいります。

さらに、コミュニティバスをはじめとする多様な公共交通の組み合わせによって、公共交通網を維持してまいります。

5つ目は、教育の振興であります。

確かな学び、豊かな心の育成、健やかな体づくりなど、教育の質をさらに高めるとともに、本町に生まれ育ったことに誇りと愛着を持つことができるよう「平泉学」を充実してまいります。

また、学習交流施設「エピカ」は、全ての町民が利用しやすく、世代間交流が図られる「賑わい交流拠点」として活用し、団体活動の活発化を促進するとともに、主体的に行動することができる人材の育成を図ってまいります。

6つ目は、健康で安心な暮らしを守ることであります。

町民の健康と生活を守るため、保健・医療の充実を図るほか、食育の推進や高齢者の生活支援等により、町民の健康づくりに努め、健康寿命の延伸を図ってまいります。

また、安心して地域で生活が営んでいくことができるように、地域福祉、高齢者福祉、障がい

者・障がい児福祉の充実を図ってまいります。

7つ目は、若者・女性・子育て世代の支援であります。

子どもは町の財産であることから、本町で安心して子どもを産み育てることができる地域づくりを進めてまいります。

また、結婚支援や婚活イベントを充実させるとともに、出産や子育て支援の充実を図り、未来を担う子どもたちがすくすくと元気よく育つよう、地域が一体となった子育て環境の充実を図ってまいります。

8つ目は、世界文化遺産の保存と活用であります。

「平泉の文化遺産」の適切な保護を図りながら、発掘調査や復元整備に取り組むとともに、拡張登録の実現に向けて、関係機関と連携しながら調査研究を推進してまいります。

また、「平泉の文化遺産」を未来に継承する取り組みとともに、平泉にしかできない有効活用策を検討してまいります。

終わりに、新型コロナウイルス感染症は観光産業のみならず、すべての産業に影響を及ぼし続けており、コロナと闘いながらも、アフターコロナの「新しい社会」づくりにどう取り組んでいくかが課題であります。

私は、この大きな転換のときだからこそ、これまで以上に町民総参加のチーム平泉の取り組みが重要と考えます。コンパクトな町の特性を最大限に活かしながら、町民と行政の対話を大切に、町も町民も何ができるかを共に考え、一緒に行動しながら、持続する町をつくってまいります。

以上、今後の町政運営の基本について述べました。

議員各位のご理解とご協力、町民の皆様の町政への参画を心からお願い申し上げ、私の所信表明といたします。

令和4年9月7日、平泉町長、青木幸保。

どうぞよろしく願いをいたします。

議 長（高橋拓生君）

これで町長所信表明演述を終わります。

議 長（高橋拓生君）

日程第4、報告第4号から日程第6、報告第6号までを一括議題といたします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、報告案件3件についてご説明を申し上げます。

議案書3ページをお開き願います。

報告第4号、損害賠償の額の決定に関する専決処分報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項

について、次のとおり専決処分をしたものでございます。

専決処分をした年月日、令和4年7月22日。

損害賠償及び和解の相手方は、議案書に記載のとおりでございます。

損害賠償の額、9万1,366円。

和解の内容、損害賠償の額を左のとおりとし、共に今後本件に関しては異議を申し立てない。

損害賠償の原因、令和4年6月2日、平泉小学校周辺草刈り作業を実施した際に、飛び石により、駐車していた相手方所有の車両を破損したものでございます。

次に、議案書4ページをお開き願います。

報告第5号、継続費精算報告書についてでございます。

平泉町継続費に係る社会教育施設整備費事業が完了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告しようとするものでございます。

5ページをお開き願います。

令和3年度継続費精算報告書でございます。

10款教育費、5項社会教育費、事業名、社会教育施設整備費でございます。全体計画といたしまして、年割額は令和元年度1,276万円、令和2年度1億2,050万5,000円、令和3年度9億8,268万5,000円、計11億1,595万円でございます。実績といたしましては、支出済額は令和元年度562万3,200円、令和2年度7,689万4,800円、令和3年度10億3,343万2,000円、計11億1,595万円でございます。

比較は年割額と支出済額の差で報告申し上げますと、事業費の差額はございませんが、建築面積の増加による起債対象経費の変更に伴い、財源内訳について地方債が30万円の減、一般財源が30万円の増となっております。

次に、議案書6ページをお開き願います。

報告第6号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付けて、別紙のとおり報告しようとするものでございます。

7ページをお開き願います。

初めに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率について、赤字はございません。

実質公債費比率は9.1%、将来負担比率は80.1%でございます。

次に、資金不足比率でございますが、水道事業会計及び下水道事業会計、いずれにおいても資金不足はございませんでした。

以上、報告を申し上げます。

議長（高橋拓生君）

次に、監査委員から、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告を願いたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

それでは、あらかじめお渡しの別冊、令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書をご準備願います。

私と議選監査委員、真筆光幸氏の両名で行いました審査結果をご報告申し上げます。

4ページをご覧願います。

令和3年度決算に基づく健全化判断比率審査意見書についてでございます。

審査の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、いずれも早期健全化基準以下の比率であり、良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

将来負担比率については、事業の取り組みに伴う新たな負担も考慮し、計画的な運営に努めてください。

続いて、6ページをご覧願います。

令和3年度決算に基づく資金不足比率審査意見書についてでございます。

審査の結果、水道事業会計及び下水道事業会計については、資金不足になっておらず良好と認められ、指摘すべき事項はありませんでした。

以上、報告いたします。

議 長（高橋拓生君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

ないようですので、次に進行いたします。

議 長（高橋拓生君）

日程第7、認定第1号から日程第13、認定第7号までの令和3年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の認定について、認定案件7件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、認定案件7件についてご説明申し上げます。

議案書8ページをお開き願います。

認定第1号、令和3年度平泉町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度平泉町一般会計歳入歳出決算を、別冊の

とおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

認定第2号、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度平泉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

認定第3号、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度平泉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、11ページをお開き願います。

認定第4号、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度平泉町健康福祉交流館特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

認定第5号、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度平泉町町営駐車場特別会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、13ページをお開き願います。

認定第6号、令和3年度平泉町下水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度平泉町下水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

次に、14ページをお開き願います。

認定第7号、令和3年度平泉町水道事業会計決算の認定についてでございます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度平泉町水道事業会計決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付そうとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

監査委員から、令和3年度平泉町一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、下水道事業会計決算及び水道事業会計決算の決算審査意見について報告を求めます。

鈴木代表監査委員、登壇の上、報告をお願いいたします。

鈴木代表監査委員。

監査委員（鈴木清三君）

監査委員の鈴木清三でございます。

私と議選監査委員、真竈光幸氏の両名で決算審査を行いました。その結果についてご報告いたします。

それでは、お手元の資料、令和3年度平泉町歳入歳出決算審査意見書に基づき説明いたします。

3ページに令和3年度歳入歳出決算を一覧表にまとめ、会計別に掲載しておりますので、お目通し願います。

それでは、7ページをお開き願います。

第一、令和3年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書に基づいて報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、令和3年度平泉町一般会計及び特別会計歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類を審査した結果は以下のとおりです。

1、審査の対象、2、審査の期間、3、審査の方法は記載のとおりです。

4、審査の結果でございます。

令和3年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算を審査した結果は次のとおりです。

(1) 現金の保管状況、有価証券、出資金等の計数は、関係帳簿、証拠書類及び指定金融機関の収納支出の各計数と合致しており、正確と認められます。

(2) 予算の執行は、議決の趣旨に沿い、適正かつ効率的に行われたものと認められます。

8ページをお開き願います。

審査結果の講評です。

(1) 時間外勤務について。

令和3年度の正職員の時間外勤務手当は4,319万8,218円となり、前年度と比較し61万9,862円の増加、時間数では、1人当たり年間平均時間外勤務が169時間となり、前年度と比較し7時間減となりました。

個人ごとの実績を見ると、令和2年度に比べ大幅に時間数が増加した職員が複数見られ、職場ごと、担当部署ごとの偏りも依然見られることから、長時間労働による職員の健康障害リスクの増加が最も懸念されます。時間外勤務は、業務内容、組織体制等、様々な要素が絡み合い発生しており、一律の削減が容易でないことは推測されます。しかし、常態的な長時間勤務は心身に多大な影響を及ぼしかねません。時間外勤務については、係や課の全体の課題として捉え、改善策に取り組むことが必要と考えます。新型コロナウイルス感染症に係る業務など、ここ数年で新たに増加となっている業務もありますので、改めて業務分担が適切か検討を行い、平準化を図るようしてください。職員の健康管理が十分に配慮された環境下で事務が遂行されるよう、適切な業務管理に万全を期してください。

(2) 持続可能な財政運営。

平泉スマートインターチェンジ整備関連事業や学習交流施設整備など、大型の投資事業が令和3年度で終了しました。これらの事業に係る町債の発行により、町債残高は令和2年度に比較して6億6,235万9,000円増加しています。今後、一般廃棄物処理施設や最終処分場の建設などが予

定され、ますます厳しい財政事情が予想されることから、これまでも増して国の地方財政措置や経済対策の動向に注視しながら、厳しい社会情勢にあっても安定した財政運営に努めてください。今後の事業、施策の展開に当たっては、設備投資を十分に見極めつつ、補助金等の精査も適時行い、健全な財政運営の維持に努めてください。

（３）内部統制システムの構築について。

現在、指定都市を除く市町村においては、内部統制システムの構築が努力義務となっているものの、契約事務、繰越事業、基金充当など、事務処理ミスが発生しているのも事実であり、担当者の異動等に起因する単純ミスも見受けられます。それらの事故を減らし、業務品質の維持を可能とするためにも、マニュアルやチェックリストなどを文書化することが喫緊の課題であると思われます。業務内容やそのプロセスを“見える化”することは、業務プロセスに内在している不合理なルールや無駄の排除につながり、結果として地方自治運営の基本原則「最少の経費で最大の効果」に資することになります。また、災害発生時や感染症の感染拡大等により、通常の業務体制の構築が難しくなった場合に備え、業務継続計画も早期に策定すべきと考えます。これらの構築及び策定に当たっては、これまでの豊富な業務経験を生かすということから、再任用職員の登用なども視野に入れ、システムを構築をすべく努めてください。

次に、９ページ、５、審査の総括的意見ですが、決算審査に当たり、地方自治法第２条第14項に定める「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」を基本的な視点にして進めました。

当町の各会計の予算及び収入、支出額の決算計数について関係帳簿及び証拠書類を照査し計数を突合、さらに計数の根幹をなす事項及び社会的関心度が高い事項についてヒアリングを行い審査した結果、おおむね適正な処理と認められました。

このほか各課へ「令和３年度運営方針のチェック表」の提出を求め、運営状況、施策の実施状況、今後の方針等についても説明を受けました。

各課の重点的に取り組んだ主な活動状況及び指摘事項を（１）から（１０）まで列記しましたので、お目通し願います。

次に、12ページ、６、審査の個別的意見につきましては記載のとおりです。

次に、18ページ、７、財産に関する調書について報告いたします。

（１）土地から（６）基金までの項目について関係帳簿と突合の結果、計数は正確でした。株券（有価証券）及び出資金、出捐金等についても、現物を確認した結果、残高は正確で保管も適正に処理されておりました。

21ページ、第二、令和３年度平泉町基金運用状況審査意見書について報告します。

４、審査の結果。

各基金とも関係帳簿と証拠書類を照合し、金融機関が発行する預貯金残高証明書とも突合して審査した結果、基金の設置目的に合致した運用がなされており、基金の保管管理も適正に行われていました。全般にわたり、おおむね適正に運用を管理されているものと認められました。ただ

し、定額運用基金のうち育英資金貸付基金について、過去に償還金額を免除した貸付金がいまだ貸付金等へ計上されていますので、早急に整理願います。

37ページ、第三、令和3年度平泉町下水道事業会計決算審査意見書について報告します。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは、記載のとおりです。

38ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載どおり、適正な事務処理と認められました。

39ページ、6、審査意見の総括になりますが、下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法を適用し、特別会計から公営企業会計に移行して2年目の決算となりました。当年度の業務概況及び収支状況は上述のとおりで、下水道事業を安定的に提供するため、経営改善や建設改良事業等が実施され、決算上は純利益を計上しましたが、減価償却費や維持管理費、企業債償還金等により経費がかさみ、多額の一般会計補助金、出資金を充当して経営を遂行したところであります。

上記のとおり、下水道事業は多額の経費を要し、一般会計からの繰り出しも多額となっていることから、事業を進めるに当たっては、限られた財源の中で経営戦略と各計画の整合を図るとともに、収入率及び接続率の向上による収益の確保や経費削減等、効率的な事業運営に取り組み、安定した経営に努め、生活環境の整備を進めるよう望みます。

下水道は、町民の健康で快適な居住環境づくりや公共用水域の水質保全等の多面的な機能を持ち、町民の暮らしに大きな役割を果たすことから、今後、特にもさらなる接続率の向上を促進していく必要があります。今後においても人口減少の進行や節水型社会の進展による水需要の減少など、使用料収益の大幅な伸びは期待できない状況にあります。また、これまで整備された施設の適正な維持管理や老朽化対策など、経営状況はますます厳しくなると予測されます。今後とも、社会状況の変化に応じたサービス水準の向上を図るとともに、財務諸表の動向を常に把握しながら、高いコスト意識を持って一般会計補助金、出資金の縮減をはじめとするさらなる経営の健全、効率化の推進に取り組みをお願いします。

また、公営企業会計への移行や公共下水道事業、農業集落排水事業の統合のメリットを業務において十分に反映し、安定的な下水道事業の提供に努め、住民福祉の向上に寄与されるよう望みます。

40ページ、7、業務実績から46ページ、10、財政状態につきましては、記載のとおりですので、お目通し願います。

以上で下水道事業会計の決算審査意見のご報告を終わります。

53ページ、第四、令和3年度平泉町水道事業会計決算審査意見書をご覧ください。

1、審査の対象から4、現場点検の実施までは記載のとおりです。

54ページ、5、審査の結果につきましては、(1)から(5)に記載のどおり、適正な事務処理と認められました。

55ページ、6、審査の総括的意見。

給水収益については、表に掲載の平成30年度以降、令和2年度は約1,000万円、令和3年度は

約500万円と、令和元年度を除き2年連続の減少となりました。その主たる要因としては、コロナ禍による観光客の減少に伴う宿泊業、観光業の業績の落ち込み、そして、外での飲食の手控えに伴う飲食業の業績の落ち込みの影響が大きかったものと思われます。

次に、未収入額については、日頃から徴収努力していただいた成果により、令和3年度は平成30年度以降三期連続の対前年度比増加より脱却し、減少となりました。未収入率においても同様の結果となっており、令和3年度は三期ぶりの改善となっております。今後より一層、早期の納付相談や給水停止等を含めた積極的な滞納整理対策を継続し、新たな未収の発生防止と未収入金の早期回収に努めてください。

水道事業の運営は順調です。しかし、現在も続く人口減少により使用量の増加が見込めない、構造的とも言える給水量の減少傾向に対処していくためには、給水原価の一層の引下げも必要であります。そのような状況での設備の維持修繕については、引き続きアセットマネジメント（資産管理）の結果を分析・活用し、老朽化した給水管対策を含め、平成31年2月策定の平泉町上水道ビジョン及び平泉町簡易水道ビジョンに基づき着実に実行してください。

また、漏水防止対策は、給水原価の引下げや有収率向上へつながる水道事業経営上、重要な課題です。平成28年度から10か年計画で実施されている鉛製給水管への更新は6年目を経過し、おおむね6割の鉛製給水管が更新されました。令和3年度は、漏水による修繕料の若干の増額が見られることから、今後とも鉛製給水管の更新及び漏水調査を引き続き実施し、有収率向上が図られるよう効果的な漏水防止対策に取り組んでください。

これから先、人口減少に伴う料金収入の減少、配水池を含む各施設の老朽化及び耐震化に伴う更新など、投資の増加といった事業環境の変化を見据え、必要な給水収益を安定的に確保すべく、引き続き水道事業の運営に邁進されるようお願いいたします。

56ページ、7、審査の個別的意見につきましては、（1）から（7）に記載しておりますので、お目通し願います。

以上で令和3年度平泉町歳入歳出決算審査報告を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで監査委員の報告を終わります。

お諮りします。

本案について、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号まで、認定案件7件については、議長及び議選監査委員を除いた全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議 長（高橋拓生君）

日程第14、議案第34号から日程第23、議案第43号までの条例案件2件、事件案件2件、補正予算案件6件、以上合計10件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、条例案件2件、事件案件2件、補正予算案件6件、計10案件についてご説明をいたします。

最初に条例案件につきましてご説明いたします。

議案書15ページをお開き願います。

議案第34号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則等に基づき、職員の育児休業に係る緩和等について所要の整備を図るものであります。

次に、20ページをお開き願います。

議案第35号、平泉スマートインターチェンジ駐車場トイレ設置条例でございます。

提案理由でございますが、平泉スマートインターチェンジ駐車場トイレを設置するため、この条例を制定するものであります。

次に、事件案件につきまして説明いたします。

議案書22ページをお開き願います。

議案第36号、財産の取得に関し議決を求めることについてでございます。

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

取得する目的。老朽化した小型動力ポンプ付積載車を更新し、町の消防防災力の強化を図ることを目的とする。

2、取得する財産、小型動力ポンプ付積載車1台。

3、契約金額、797万5,000円。

4、契約の相手方、住所、岩手県一関市山目字中野34番地2。氏名、株式会社古川ポンプ製作所一関支店、支店長、千葉幸哉。

5、納入期限、令和5年3月24日。

6、納入場所、平泉町役場でございます。

次に、23ページをお開き願います。

議案第37号、令和3年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

令和3年度平泉町水道事業会計未処分利益剰余金3,914万6,124円のうち、1,500万円を資本金に、400万円を減債積立金に、1,600万円を建設改良積立金にそれぞれ積み立て、残余を繰り越そ

うとするものでございます。

提案理由でございますが、令和3年度平泉町水道事業会計の利益の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定により提案しようとするものでございます。

次に、補正予算案件につきましてご説明をいたします。

議案書25ページをお開き願います。

議案第38号、令和4年度平泉町一般会計補正予算（第5号）でございます。

令和4年度平泉町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,296万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億931万4,000円としようとするものでございます。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」によろうとするものでございます。

次に、59ページをお開き願います。

議案第39号、令和4年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度平泉町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,054万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,814万9,000円としようとするものでございます。

次に、67ページをお開き願います。

議案第40号、令和4年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,715万2,000円としようとするものでございます。

次に、73ページをお開き願います。

議案第41号、令和4年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）でございます。

令和4年度平泉町の健康福祉交流館特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ167万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,657万2,000円としようとするものでございます。

次に、79ページをお開き願います。

議案第42号、令和4年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和4年度平泉町の町営駐車場特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ496万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ5,822万円としようとするものでございます。

次に、87ページをお開き願います。

議案第43号、令和4年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、令和4年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度平泉町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入につきましては、第1款水道事業収益、第2項営業外収益18万円、第2款簡易水道事業収益、第2項営業外収益18万1,000円の減。

支出につきましては、第1款水道事業費用205万1,000円の減、第1項営業費用23万円の減、第2項営業外費用182万1,000円の減、第2款簡易水道事業費用116万5,000円、第1項営業費用224万円、第2項営業外費用107万5,000円の減。

第3条、令和4年度平泉町水道事業会計予算第4条本文括弧書きを（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額9,379万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,211万3,000円、建設改良積立金1,000万円、過年度分損益勘定留保資金6,168万2,000円で補填するものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額は次のとおり補正しようとするものでございます。

88ページをお開き願います。

収入につきましては、第1款水道事業資本的収入補正予定額1,673万3,000円、第1項企業債1,390万円の減、第2項負担金320万円、第3項出資金2,743万3,000円。

支出につきましては、第2款簡易水道事業資本的支出、第1項建設改良費補正予定額295万8,000円の減。

第4条、予算第5条に定めた企業債の額を次のとおり改めようとするものでございます。

起債の目的、水道建設改良事業、変更前の限度額1億5,320万円を変更後の限度額1億3,930万円にしようとするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更前と変更後に変わりはありません。

第5条、予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）職員給与費7万円の減。

第6条、予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を、3,411万5,000円に改めようとするものでございます。

以上、提案をいたします。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

議案第34号から議案第43号まで、ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号から議案第43号までの条例案件2件、事件案件2件、補正予算案件6件、以上、合計10件につきましては、最終日の本会議に議決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

議長（高橋拓生君）

再開いたします。

日程第24、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

第1回目の答弁は、登壇の上、発言願います。

質問、答弁に当たりましては、簡潔明瞭をお願いいたします。

通告1番、千葉勝男議員、登壇、質問願います。

10番、千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

通告1番、千葉勝男でございます。

先の見えない景気低迷が続いている昨今、さらに新型コロナウイルス感染症拡大は第7波に入り収束を見通すことのできない中、本町の町長選挙となったところであります。青木町長には3期目の当選となりましたこととお祝いを申し上げます。他に候補者が不在のままの当選となりましたが、青木町長には町政発展と福祉の向上、これまで以上にご尽力をいただけるものと確信をいたしているところであります。

さて、政府においては、新型コロナウイルス感染症対策として令和2年度の補正予算額は77兆円と巨額となっており、国民1人当たり61万円となっております。本町においてもコロナ対策に万全を期しているところであります。また、農業、商工業、教育、福祉、様々な意味で大変厳しい時代を迎えており、行政と住民が一体となった行政施策の展開が重要となっておりますので、この世の中ではございますが、順次伺ってまいりたいと思います。

まず、その1つ目でございますが、町長の政治姿勢について伺うものであります。

本町には多くの課題が山積している中、青木町長8年間の総括と新たな向こう4年間の本町運営の抱負を伺うものであります。

次に、農業問題についてでございますが、水稲作付農家の現状は既にご案内のとおり、農機具、あるいは燃料、農業資材等の高騰が続く中、本町においては、いち早く主食用水稲作付燃油・資材高騰支援事業補助金という農業への支援策を創設されました。その内容について伺うものであります。

次に、鳥獣被害対策について。

近年、クマ、シカ、イノシシ、ハクビシン等の被害が急増しておりますが、そのことから、町では電気柵設置に対し、地域複数での場合のみ全額補助となっているところであります。その中で、町内ただ一人養蜂家、つまり蜜蜂です、がおりますが、その方への全額の補助枠を広げる考えはないか伺うものであります。

次に、新型コロナウイルス感染とその課題について伺うものであります。

今回の町長の感染は町長一個人の問題にとどまらず、町民誰もが驚きと不安、あるいは、町長と行政に対する不信感としてちまたに漂っているところであります。議会の立場から見れば、町長の感染と町長の不在がもたらす事態について、事前事後の行政執行者から議会への説明がないまま現在に至っております。そのことは理解し難い思いでいるところでありますから、明確なご答弁を求めるものであります。

町長においては、「チーム平泉」を唱え、機会あるごとに「議会のご理解とご協力をいただき、行政執行に当たる」と述べてきた町長の姿勢とは、相入れない事態となっているところであります。これでは議会軽視とのそしりを免れないし、議員、議会としても看過できないと言えます。行政に今、一番求められていることは、住民に対する説明責任ではないか所見を伺うものであります。

質問は以上であります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、千葉勝男議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、町長としての8年間の総括と今後4年間の抱負についてのご質問がありました。

これまでの2期8年間は農業に例えるならば、1期目は畑を耕し、種をまき、2期目は種が芽を吹き、大きなつぼみをつけ、未来への夢と希望も膨らんでいる段階と表現してまいりました。この間、結婚から子育て期までの支援の充実や雇用の場の確保となる企業誘致の実現、コミュニティバスの運行、スマートインターチェンジや学習交流施設の整備など、常に町民の皆さんとの対話を大切にしながら、共に考え、今後のまちづくりの「土台」を築くことができた8年間だったと考えております。

3期目となる今後4年間は、いよいよ花を咲かせ、未来への夢と希望を現実のものとしていく段階と考えております。まずは、新型コロナウイルス感染症への対策を最優先に取り組みながらも、人口減少など諸課題の解決に向けて、働く場の創出や「関係人口」の拡大、安全・安心の確保、保健・福祉の充実、若者・女性・子育て世代の支援など、これまでの「土台」を最大限に生かしながら、新しい時代を切り開くための各種施策を推進してまいります。

このためには、これまで以上に町民総参加のチーム平泉の取り組みが重要と考えておりますので、コンパクトな町の特性を最大限に生かしながら、今後も引き続き町民と行政の対話を大切に、共に考え、一緒に行動し、持続する町をつくってまいります。

次に、農業問題についてのご質問がありました。

主食用水稲作付燃油・資材高騰支援事業について、本年6月会議において、補正予算を議決いただきました。その支援策の内容ですが、主食用米作付農家に対し生産目安面積、または実際の作付面積の少ない方の面積から飯米分、10アールを差し引いた面積に、10アール当たり1,500円を交付するものであり、現在、各農家からの申請受付を行っている状況でございます。

次に、鳥獣被害対策についてのご質問がありました。

電気柵設置についての補助についてですが、まず、国の制度があります。これにつきましては、3戸以上の農家が集落的に取り組む場合に、電気柵の資材費の全額を補助するものであります。

次に、町独自の制度ですが、国の制度の対象とならない場合など、農家個人が電気柵を設置する場合に、電気柵の資材費の2分の1を補助するものであります。

養蜂家の方へ全額の補助枠を広げる考えはないかという質問ですが、これらの制度を活用いただきたいと考えておりますので、担当課へご相談いただければと思います。

次に、新型コロナウイルス感染とその課題についてのご質問がありました。

このたびの私の新型コロナウイルス感染につきましては、感染が判明した8月2日に感染の事実を町のホームページ上で公表し、「公務中はマスクを着用しており、「公務先等における濃厚接触者はいないこと」、「職務代理者を置かず連絡体制を確保しながら職務を継続すること」、「町の業務は全て通常どおり行うこと」など、すぐに公表すべき情報については周知を図ったところでございます。

私の感染と自宅療養に伴う不在によって、町民の不安や行政への不信感を与えてしまったことにつきましては、改めて心からおわびを申し上げたいと思います。現在は、ウイルスの変異によって感染力が高まっているため、対策を取っていても感染する可能性があるという状況でありますので、感染したことを極端に否定的に捉えることは、感染のおそれから町民の行動や社会活動を委縮させることにつながりかねないと危惧しております。感染された方や家族に対する偏見や差別が生じることがないように配慮し、一刻も早い回復と人とのつながりを戻すこと、そのような風潮、環境をつくっていくことが大切であるとも考えております。

不在となった期間においては、複数の職員の感染者、自宅待機者もございましたことから、事業所として感染状況をホームページで公表するとともに、私の指示で「新型コロナウイルス感染症に伴う危機対策本部会議」を開催し、副町長を中心に各課間の業務の推進体制の確認及び連絡調整を行い、新型コロナワクチン接種体制の確保をはじめとする業務継続の対応を図ってまいりました。また、復帰後にはこれまでの感染症対策の検証や課題を明らかにし、行政運営を進める上で、今後の感染症対策の取り組みに生かしていくことなどを危機対策本部会議で確認したところでございます。

今後も、町民への協力を呼びかけながら感染症対策の徹底を図るとともに、行政運営に当たっては、行政サービスに支障がないよう、業務継続のための体制確保に努めてまいります。アフターコロナを見据えた地域づくりに向けて、これからも町民との対話を大切に行動するという信念を貫き、町民の先頭に立って感染症防止対策と社会経済活動の両立を図ってまいりますので、

議員各位のご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

ただいまは8年間の総括と今後の4年間について、るるご答弁をいただきました。

その中で、今までの8年間の中でありましたが、今、申されたのは、結婚から子育てまでの支援、あるいは雇用の場の確保、コミュニティバスの運行、大型事業のスマートインター、学習交流施設などの事業を完成をさせたというふうに述べられました。その意味は、8年間の成果といたしますか、そういうご答弁だったと思います。

そこで伺いますが、この大型事業、スマートインター、あるいは学習交流施設をはじめ、多額のいわゆる債務をしながら、建設したり、様々な事業を行ってきたところでありましたが、これはただ単に手放しで喜べない、これからの運営等に関してもそうですが、先ほども監査委員の指摘があったように、町債の発行による残高が令和2年度と比較して6億6,000万何がし増えているという指摘があったわけです。そういう中であって、町長はどのようにこの町債の残高に対して認識をしているか伺うものであります。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

町債の残高につきましては、今、お話のありましたとおり、大型事業、スマートインターとか、学習交流施設の建設によって、一時的にといたしますか、前年度と比較しまして増えているということは事実でございますが、これは財政見通しの中で、前からこれらを掌握した中での対応を行っていますので、今後、これは緩やかではありますが残高は減っていくということで、指標につきましても監査委員さんからご報告がありましたとおり、健全化を維持しているということでございますので、今後、こちらは継続的に財政の健全化は維持できるものというふうに認識はしているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

いずれ今おっしゃられたのは経常経費の関係だとは思いますが、いずれにしてもそのパーセントは低いということは私も承知しておりますし、起債の許可ラインは18%ですか、そこらになっていますから、そこまではまだ程遠いという思いでおられるだろうとは思いますが、いずれにしてもそろそろ、そういう関係にあっては引締めをしながら、町政運営に当たったほうがいいのではないかとこのように私は思いますが、考え方をお願いします。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今のお話につきましては、総合計画の中で今後実施する事業につきましては、今後、大規模に財政支出が伴う一般廃棄物処理場の問題であるとか、広域的に行っている事業であるとか、あるいは体育館建設についての検討を行うとか、そういった中で、具体的に財政計画に落とし込めるのかといったようなところをその都度、財政については見通しを立てておりますし、今、申し上げた大型事業以外にも、トータル的にどういった事業を取捨選択していくかということにかかってくるのであろうと思いますし、それは町が目指す方向ということで、議員の皆様にもお示しした上で予算議決を行っておりますので、その中で必要な起債を行っていくということですから、健全財政を維持していくということと、必要な事業を実施していくことをすり合わせを行いながら、今後も健全化を維持していくということでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今、お答えいただきましたように、健全化を一番大事にしたいという考えがありますが、いずれにしてもエピカに関する債務については、30年間、今後支払い続けるということになりますから、結果的には、これは借金をすることもいいんだけど、やっぱり最終的には町民が払うのだという、そういう認識をしてほしいというように思っていました。

それから、次に、ただいまのお話の中で、人口減少の課題に向けて取り組んでいくというお話もあったわけですが、いずれ本町の出生、いわゆる子どもの産まれる数ですが、戸籍届、出生数を見ると、令和元年から令和3年までありますが、令和元年度は49人、それから、令和3年度は56人だということになっております。この中で死亡される方というのも非常に多くて、140人以上なのです。そうすると、ますますこの人口減少が加速をするということになります。その町長の3期目の取り組みとして婚活の話だったり、いろいろあるようですが、例えば、婚活の具体的ななというところと無理があるかもしれませんが、どのような考えがあるかお聞かせをいただきたい。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

婚活の取り組みにつきましては、平泉町の中だけで以前はやっていたこともあったのですが、やはり狭い地域内ですといろいろな問題もあって、なかなか参加者がいないという時代もございました。今現在は、それらを解決するために4市町で、栗原市、登米市、一関市、平泉町、この広域の中で取り組んでいるところでございますが、この2年間のコロナで、対面でのイベントというものはなかなかできませんでして、オンラインになっておりましたが、いよいよ動き出そうというふうに今、検討を始めているところでございます。広域のメリットを生かして取り組むということと、あとは、そもそも出会いがないということに対しましては、県で行っておりますi-サポの取り組みについても入会金の補助を行っておりますので、こうしたものをさらに拡大をするように取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

人の出会いということですから、そのことが一番問題視される中であってコロナだと、それはそのとおりなのです。以前もこの話をしたことがあったのですが、以前の答弁は、何かそういうものに使えるような、いわゆる資金が見つかったらやりますという答弁をいただいたことがありました。そういうことではなくて、やっぱり一番大事な、この人口減少につながるその部分についての資金、これはやっぱり惜しんではいけない、私はそう思っていますから、ぜひ広域であって何であって、それは構いませんが、いずれにしても必ず結ばれるということはないと思うけれども、努力するという、その意気込みが必要だと思っていました。その意気込みについて。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

結婚から子育て期までの支援ということ、今ですと、結婚の以前のその前の取り組みが今、落ちてきているのかというふうな捉えかというふうに思います。結婚に至るまでの過程を今後は大事にして事業を行ったらというふうなご提案だというふうに思いますので、さらにそこについては、今、特に出会いの場が少ないと言われておりますので、どういった出会いの場がこの時代に合うものがあるのかということも、ほかの例も見ながら検討してまいりたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

次に、述べられておりますその中の関係ですが、魅力ある仕事、働く場の創出をすると、新たな工業団地の整備を検討してまいりますと、このようにおっしゃっております。この工業団地の関係にあっては、ずっと以前から工業団地の話はしてまいりました、私は。検討すると、検討してまいりますというのは役所言葉で一番いい言葉なんだけれども、これはどちらかと言えば逃げ足根性みたいな感じに私は受けますから、もう少し前向きにやるのならやる、そうしてもらわないと、検討してまいります、検討してまいりますでは、何か軽いのですよ、私の受け止め方からすれば。そういうことではなくて、どの程度、例えば、進んでいるのだから進まないのだからという、そういうあたりのご答弁を求めますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

工業団地につきましては、高田前工業団地の第2造成地を造成し、完売というふうな状態になっておりまして、これまでの会議の中でも工業団地の空きがないということで、具体には大平の土取り跡地を検討するというふうな内容について、これまでも答弁をしてきたところでございます。

これについては、検討するというだけで止まっているわけではございませんで、具体的に言いますと、ここの出入口の実は課題があって、国道4号とのタッチができない、急勾配であり、そこからの出入りができないということで、では道路をどうしようかという検討であったりとか、あとは、共有山の問題であったりとか、いろいろ今、その課題を一つ一つクリアできるように進めておりますので、これらが解決された際にはその検討の内容に基づいて、ここで行けるかどうかという判断をするための今、課題を一つ一つ洗い出しておりますので、工業団地化に向けて進んでいるという状況ではございます。

ただ、ここの場所に工業団地を建てるというふうなことがありきでやっているわけではございませんので、例えば、ほかに別な場所があれば、そちらということも考えられるとは思いますが、これまで答弁してまいりました、大平の土取り跡地については、課題を一つ一つ、今、洗い出して、一つ一つクリアするように事務を進めているという段階でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

前回の答弁もそういただきました。何となくいろんな課題はあろうとは思いのだけれども、やっぱり進め方に問題はないとは思いのだけれども、なかなか進まないというのが私からすれば歯がゆいということなのです。そんな簡単なものでない、相手はあるしと言いたいのはそれは分かる、俺も。だけれども、やっぱり平泉町は、町長がいつも言われているようにコンパクトな町だという、そのことは分かりますが、コンパクトはコンパクトなりに誘致できる企業は誘致をしながら、平泉町の財政を少しでも豊かにしてほしいなという思いから、このような話はしています。憎まれ役ではないから、町のために私頑張っています、そういうことのご理解をいただきますようお願いをしたいと思います。

次に、平泉の魅力を新たな流れに結びつけるという、町長の施政方針にあったわけですが、地方での暮らしを希望する方が移住、あるいは定住先として選ばれるように、生活環境と魅力の発信に取り組むとこういうことですが、具体的に説明してと言っても無理だろうとは思いますが、どのような形なものでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

移住につきましては、今、全国の市町村で特にこのコロナの状況の中にあって、初めて東京の人口が減少しているという状況の中で、地方へやはり人が動いているという状況にございます。各市町村、例えば、空き家を活用した移住であったりとか、そういった取り組みをそれぞれ取り組んでいるところでございますけれども、当町においては、やはり子育ての方が移住をするというふうな場合が多いというふうな統計がございますので、先ほど申し上げましたとおり、結婚から出産、そして、子育て期の支援を充実をする中で、子育てがしやすい町だというふうな捉えをしていただけるように、一連の支援策について1つの表にまとめて、外にPRをしながら呼び込

みをしているところでございます。

それから、この前の土曜日でございますけれども、これもまた今のコロナの状況でオンラインにはなるのですけれども、東京の方々が東京のある場所に集まっていたいただいて、そこに移住の呼び込みをするというふうなイベントがございました。コロナでなければ現地に出向いて、平泉町の町をPRするというところでございますけれども、今回はオンラインということでございましたが、その中であって平泉町の魅力を発信をさせていただいて、そして、ご興味を持っていただく、そうした取り組みの中で、所信表明にもありましたが生活環境、そして、子育て環境、こういったものを平泉町に行ってぜひというふうに思ってもらえるような情報発信を今現在もしているところでございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

今、おっしゃられたように、ぜひ平泉に住みたいというような形のまちづくりをしてほしいなというように願っているところであります。

次に、農業問題でございますが、先ほど申し上げましたように、本町では主食用水稲作付燃油・資材高騰支援事業というところでお答えがありました。1,500円を農家に支給をするということで、これは来年度の米価もまだ見えない中にこういう支援策があったということは、それは大変ありがたい話だったのだろうというように思っています。

その中で、実は政府、国としても支援策があると思うのですが、そのあたりの内容についてお知らせをいただきたい。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

国におきまして、8月に肥料価格高騰対策事業という事業が創設されました。こちらの事業ですけれども、令和4年6月から10月までの秋肥、令和4年11月から令和5年までの春肥の購入について、若干の条件はあるのですけれども、肥料コスト上昇分の7割を支援するというようなものでございます。岩手県で8月25日に岩手県肥料コスト低減推進協議会、こちらのほうが受皿になるということは決定されておまして、現在、そちらの協議会のほうで申請方法とか、それから、申請スケジュールのほう協議をしている状況でございます。

町としては、そちらのスケジュール等示され次第、町内の農家の方々には周知していくということになると考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

耳が遠くなったかな、何だかちょっと聞き取れなかったのですよ。いずれその資材の高騰があ

るために、いわゆる値上がりした分の7割を補填するということですね。これは各農家ほとんどですか、対象になる農家。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

秋肥、それから春肥の購入した農家につきましては全部対象になるものと考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

資材の買入れはそれぞれの農家によってJAさんだったり、あるいは民間の商人だったり、様々ありますが、どちらも該当するのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

JAさんですか、それから、量販店とか、全てについて購入されたものについて該当するものと承知しております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

そのときにいわゆる領収書だったり、納品書だったりの証拠品があればいいよということですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

その申請内容とかにつきまして、現在、県の協議会のほうで検討されているという状況でございますけれども、恐らく領収書、それから、請求書などは必要になってくるものと考えております。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

聞くところによると、来年の肥料が3倍まではいかないのかな、倍以上になるというように業者の方の話ではそうなるようです。これいよいよ大変だなということになるわけですが、今年の米価は分かりませんが、いずれ下がるだろうし、それから、資材等にあつては物すごく値上がりをするというになると、来年度のいわゆる生産意欲というものがなくなるというように心配しています。それをどうこうしろというのは、これは無理な話ですからそれまでは言いませんが、とにかく農家の現状というのは今、そういうことにあります。

その中であって、世界農業遺産の3回目申請したと思いますが、今、言ったように、とってもこのままだと農業続けられないという農家がかかり出てくるのではないかというように思いますが、そこで伺いたいのは、農業遺産と荒廃する農地、中山間地の、それらの関わりはどうなるのでしょうかということです。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

農業遺産との関わりということでございますけれども、農業遺産のほうの目的でございます地域の活性化といいますか、そういった部分も目的にあるわけでございます、その中にももちろん、農地の荒廃を防いでいくとか、そういった活動を地域の方々と協力してやっていくというような保全計画というようなものも、農業遺産の申請の中で計画をつくっております。なので、そういう活動を行いながら、地域の農地のほうは守っていきたいというふうに考えてはおります。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

何かそんなことを聞いたことがあります、いずれ別に荒廃しようが何だろうが農業遺産とは関係ないのだということになると、何のために農業遺産やっているように私は質問したい。荒れていくものを何とかしたいために農業遺産するというのなら話は何ぼ分かるけれども、荒らしても何でも構わないからとにかく好きなようにせいということでは、これは問題ですよ。いかがですか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

その農業遺産を目指す目的の中に農地の保全をしていこうというような目的があるというような説明をしたつもりでございました。いずれ荒らしても何でも農業遺産になればいいというものではございません。もちろん農地を守っていくことが本来、最終的な目的というふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

まず、いずれそこら辺を町、あるいは2市でもいろいろお話をしして検討はしていると思うけれども、やっぱりそこらあたりも含めて進めてほしいなということを願ってやまないところがあります。

それでは、次に電気柵の関係ですが、実は先ほど申し上げましたように、町内にただ一人養蜂家があります。その人は道の駅にも蜂蜜を出荷しておりますし、県知事賞ももらったりして非常に品質のいい蜂蜜を出荷をしています。その人が今年の7月の末、クマに1箱やられたということ

がありました。最近のクマはだんだん頭もよくなってきて、弱い電気柵だとクマさんは感電しないのですね、あれね。入って、箱を抱えてバックで出て行ったということで、その場で食うのではなくて、少し離れたところによいしょよいしょ運んで、そこで箱をぶっ壊して食べられたという事実があるのです。今も電気柵は使っているのですが、いわゆるパワーが弱いと、クマさんに対しては。この機械はパワーユニットというものだそうです。それは、いわゆる太陽光の光を受けて電気を起こしたり、あるいは、そうでないバッテリー方式のやつもありますが、いずれそういったような形で本町のただ一人の養蜂家に対する支援を、先ほど申し上げたように、いわゆる集団でなくてもその枠を広げられないかという質問です。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

養蜂家の方が被害に遭われたという話、初めてお聞きしたところでございます。ぜひそういう被害に遭われた場合、役場農林振興課のほうにお知らせいただきたいと思っております。

そこで、養蜂家の方へ10割補助できないかというような内容だとは思いますが、国のほうにおきましては、集落単位で広域的に電気柵を設置することを推奨しております。そこで救えない分については町の単独事業2分の1になるのですけれども、町の単独事業で電気柵の設置の補助をしているというような状況で、国の事業とのすみ分けをするためにそういう差をつけている状況でございます。例えば、町でも10割補助をするというふうになってしまうと、国で行っている事業のほうが使われなくなってしまうことも考えられますので、いずれその国の事業とのすみ分けをするということで2分の1というような状況となっておりますので、いずれその養蜂家の方に対しましては、ぜひ農林振興課のほうにご相談に来ていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

午前中の分はこれで終わります。

議長（高橋拓生君）

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 1時00分

議長（高橋拓生君）

それでは再開いたします。

午前中に引き続きまして、千葉勝男議員、よろしくお願ひしたいと思います。

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

残り17分あるそうですから、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

最後でございますが、コロナ感染の関係についてお伺いします。

町長の答弁は、「このたびの私の新型コロナウイルス感染につきましては、感染が判明した8月2日以降、ホームページ等で公表している」ということを申されておりました。私が質問しているのは、ホームページで公表したからいいとかということではなくて、議会の立場からすれば、町長の感染と町長の不在がもたらす事態について、事前・事後の行政執行者から議会への説明がないまま現在に至っているというその問題なのです。もっと言えば、町長は選挙を目前にしてコロナにかかっていますよ。一般的には選挙を目前にして、どんな事情があつてどうしたかは分かりませんが、どうしてかかったかは分かりませんが、普通はもっと緊張感を持ってそういうことはないと思いたい、私は。

しかも、町長以下、総務課長、それから観光の関係の皆さん、それぞれ多くの人たちが庁内で感染をしたということですよ、私の聞きたいのは。幸いにも副町長、よくかからなかったなど。これは私は今回はよかった一番の点です。もしも町長、副町長までかかったら、これは大変なことですよ。そういう危機感がない中でこのような答弁もらっても私は納得できない、こういうことです。いかがですか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

先日の全協ではお話をさせていただきましたけれども、実際、今回こういったことに発症してしまいましたことは、本当に議会の皆様はじめ町民の皆様方には大変ご迷惑をおかけいたしましたということになります。心から申し訳なく思っております。いずれ、以前濃厚接触した時点から、さらなる対策をとということで、あのときもお話しさせていただきましたが、町長、副町長に関しては様々な状況等を踏まえながらも同席しないということをやってまいりました。その中で2年ほどたつわけですけれども、そういった中で感染症対策は取りながら、なおかつ事業、そして施策を進行する意味では、いろんな方にお会いしたりする場面というのは当然日々続くわけであり、その都度その都度、コロナに関しては対応策を取りながらずっと進めさせていただいたところでもあります。

今回のことに関しましても、以前のそうした対応策をしっかり取り組んでいこうということで、今回、町長、副町長が同席することなくということにあります。しかしながらコンパクトな町であれば、様々な政策を進めるためにも、よそからお客さんが来たり、いろんな方が訪れて、例えばいろんな企業誘致であったり、そういった場面というのは当然出てきます。コンパクトな町であるからこそ三役がそろって臨むこともありますし、臨まなくてはならないこともあるのも事実であります。一番は、やはり町民の健康を守るということは大前提ではありますが、なおかつ行政の、そして施策も進めるのも大変重要なことだというふうに思っております。

特に今、政府においても、コロナ関係については特に様々な緩和策がまた打ち出されております。そういったことも対応しながら、なおかつ慎重に進めなくてはならないものだというふうに思っております。私自身も10日間、12日まで自宅療養ということ、そしてその後、現場に復帰しながら、重なる様々な現場をいろいろと指揮系統もしながら動きながら指示もしなくてはならない、そういった部分もあったと思います。

先ほど、一般質問の中で議会軽視ではないかというお話も受けました。私は今までずっと皆さんにもお願いし、お話ししてきたとおり、私は議会の皆様、そして町民の皆様にしっかりとつないでいくというのが、まさにコンパクトな町だからこそやっていかななくてはならない最重要な施策の中での進める意味で対応していかなくてはならないものだというふうに思っております。

1年置きとはいいいながら全行政区の町政懇談会を行うのも、そういった方々に向こうから庁舎に足を運んでいただく、いろんな協議会、委員会に運べない町民皆さんと、まさしく地域の課題をしっかりと提起していただき、なおかつ、それにどういった形で対応できるかという部分をしっかりとそれを伝えていくというのも大きな仕事であります。と同時に行政運営をするには大変大事なところであります。

先ほどのご質問の中にもありました。少子高齢化の中での、なおかつ、それが急傾斜に進むのではなく、それを何とか和らげながら、そして持続する地域をさらにつくっていくためには、そのためには財源もなくてはなりません。そして、企業誘致も必要です。そして、道路であったり教育の課題であったり福祉の課題であったり子育ての課題だったり、そして、いろんな町民要望はあります。それに一つ一つ応えていくためにも財源というのは大変重要な部分を示しております。

その財源も、先ほど監査委員の監査報告にもありましたように、やはりその中でも健全財政を維持するというのは、本当に日々職員一丸となって進んでいっている、進めていただいている。それを皆さんとご協議いただきながら議決をいただき、そしてそれを実務的に今動いているところであります。

そういった中に様々な課題の中で、今、私自身が皆さんに大変申し訳なかったということは、本当に再三再四、大変申し訳なく思っております。しかし、一度として議会を軽視したり、町民を無視したり軽視したりということは、全く私自身の中ではやっているつもりはありませんし、また、やっていたら大変なことですけれども、そういった意味では大変申し訳なく思っております。しかし、今、様々な方が私が感染したということによってだと思うのですけれども、電話をいただく方もあります。というのは、実は私も感染したのだ、うちの家族もだとか、道路で会ってもそちらから声をかけていただいて、でも重篤化しなくて軽く済んでよかったねというお話をさせていだいたりしております。

今後、先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたけれども、今500名ほど町内では感染されている方がおります。どこで、あなたはどうなったの、どうしてそうなったのやということも大事かもしれませんが、むしろ今、私が特に感染してそういう声をかけられて思っているのは、そういう方々に今後差別もなく、その方たちも一緒に今後もコロナを撲滅するため、そ

して一つ一つ行政を経済活動も進める意味で両立させるように、今後、活動して行動していかなくてはならないと思っております。

今回のこうした部分を発症してしまいましたことは大変申し訳なく思っておりますし、何度も何度も頭を下げるしかございません。そういった意味では今後とも様々な町民が、そして今も感染によって療養されている方も多々おります。そういった部分のそういった方々にもしっかりと心を寄せながら、今後も行政運営にしっかりと当たってまいりたいと思っておりますし、これで説明不足だと言っていたかもしれませんが、私の中でこれ以上こうだこうだということを皆さんを引き合いに出しながらお話しするというよりも、むしろ私自身が皆さんにしっかりと頭を下げ、本当に心からおわびして、ただ先ほどもお話しさせていただきましたが、行政を止めることは私ではできません。そういった中に、いろんな方々にやはり今後もお会いしたりお話ししたりすることはあります。しかし、いかんせん、罹ったということもあるかもしれません。しかし、あるかもしれないから動かないということには私の中ではありません。いろんな感染症対策をしながら今後も平泉の行政をさらにストップさせない、そして発展させるべく、さらに活動して行動を起こしてまいりますので、皆様のご理解とご支援を賜りたいと思っております。返す返すも大変申し訳ありませんでした。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

千葉勝男議員。

10番（千葉勝男君）

このコロナに関しては、誰がかかってもおかしくない今の時期であります。いずれにしてもこうして町長に大変な思いをさせながら答弁をいただいたと思っておりますが、これは決して無駄にはならないだろうというように私思いますし、無駄にしないように、これからの町政運営をしっかりとやっていたきたいというお願いをしながら私の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで千葉勝男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

消毒をしますので、その場でお待ちください。

休憩 午後 1時14分

再開 午後 1時14分

議長（高橋拓生君）

それでは再開いたします。

通告2番、高橋伸二議員、登壇、質問お願いいたします。

8番、高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

高橋伸二でございます。

9月会議の一般質問の趣旨を述べさせていただきたいというふうに思います。

野生鳥獣による農作物被害は、各地で様々な取り組みが進められ、被害軽減の成果が出ている地域もある一方で、イノシシのように個体頭数の増加や分布の拡大により被害が深刻化や広域化をしている地方があると言われていています。岩手県は本年3月、第13次鳥獣保護管理事業計画を策定し、農林業被害が増加しているニホンジカの個体数の低減を推進することと、本年8月にはイノシシ管理検討委員会を開催をし、県内ほぼ全ての市町村で確認されている被害の拡大を食い止めるためのイノシシの駆除など、さらに力を入れ、令和4年度以降の具体的な取り組みを決めたことが公表されています。

本町における鳥獣被害防止対策は、狩猟免許取得や、わな等の機材の支援、捕獲従事者への捕獲報酬の改善などの取り組みを進めた結果、一定の成果を見ることができます。しかしながら、イノシシを中心とする農作物被害は後を絶つことなく、害獣被害に落胆した農家が耕作の継続を諦めたことに起因すると想定される耕作放棄地の拡大は、まさに農家の実害として町内随所に散見されています。加えて、本町の農村部においては高齢化や過疎化が進む中であって農業基盤の衰退が懸念されるとともに、獣害被害対策としての捕獲や被害対策の担い手も減少する傾向にあります。

こうした現状から、質問の第1は、これまでの町が取り組んできた鳥獣被害防止対策の現状と、そこから見える課題について伺うものであります。

2つ目には、その出てきた課題に対して新たな被害対策を拡充することについて町長に伺います。

次に、本町は1985年、昭和60年11月3日、非核平和都市を宣言いたしました。以来、非核平和宣言のまちとして恒久平和を誓うことを目的に、平成27年から平和の祈りを開催をしております。平和の祈りでは、小学生による平泉讃歌の合唱と平泉ユネスコ協会文化財愛護少年団の世界平和へのメッセージが朗読をされております。

今、ロシアによるウクライナへの侵略戦争が半年以上が過ぎても収束の兆しがないばかりか、核兵器使用の危機が叫ばれ、人類全体が核兵器の惨禍が繰り返されるのではないかという深刻な脅威にさらされております。非核平和都市宣言は核兵器のない平和な世界の実現を目指すとした町の決意であり、住民の命と暮らしを守ることで地域社会を守っていく、こういう自治体の意思表示として行われたものであります。

町長は、平泉を築いた先人の平和理念を広く発信し、人類共通の遺産として将来に伝えていきたいと、機会あるごとに誓いの言葉を述べております。また、教育長は令和4年度教育行政方針演述において、世界文化遺産の地、平泉における教育の基本は、先人が紡いできた歴史や、その中に込められてきた思いを踏まえ、平和で持続可能な社会づくりのための学びである、このように述べられました。

そこで、質問の第2は、非核平和都市宣言に基づき、平和の実現に努めていく新たな平和祈念事業の取り組みについて伺います。

2つ目に、平泉学が今年15年の節目に、平和の文化を育む教育と活動を取り入れる考えはない

かについて、町長と教育長に伺うものであります。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

高橋伸二議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、現状を見据えた新たな鳥獣被害対策についてのご質問がありました。

まず1つ目の「この間進めてきた鳥獣被害対策の現状とそこから見える課題について」でございますが、これまで平泉町鳥獣被害防止対策協議会として、国庫補助10割の「鳥獣被害防止総合支援事業」を活用し、猟種に応じた各種わなの購入・貸出し、農家団体を対象とした広域的な電気柵設置にかかる資材購入支援、平泉町鳥獣被害対策実施隊及び西磐猟友会平泉分会に鳥獣の捕獲を依頼し、それに伴う捕獲報酬の支払いを行っております。

また、町の単独事業として、電気柵の設置補助につきまして国庫補助の対象とならない電気柵設置について、補助上限額10万円とした購入資材費の2分の1の補助を実施し、また国庫補助による鳥獣の捕獲報酬に対し上乗せ支給などを行い、捕獲に対する支援及び農作物被害防止に対する支援を行っております。

その結果、狩猟者の方々には積極的に鳥獣被害対策にご尽力いただき、有害獣の捕獲頭数は年々増加しており、また電気柵設置後の地域では農作物被害が減少するなど着実に効果を上げております。しかしながら、岩手県全体の傾向でもありますが、想定を超えるイノシシの増加及び生息域の拡大により被害対策が追いついていない地域があり、町全体の農作物被害としてはわずかな減少にとどまっている現状であります。また、農作物の被害に遭われることにより、営農意欲への影響が出てくることも考えられます。

このことから、さらなる対策を行わなければ農作物被害の減少は難しく、町内農業の衰退にもつながりかねないものと認識しております。

次に、2つ目の「課題を見据えた新たな被害対策について」でございますが、捕獲体制に係る課題、農作物被害を防止するための課題などあるわけでございますが、すべてを解決できる対策というものは、なかなか難しいものと考えますが、そのような中でも農作物を鳥獣被害から守るため、捕獲体制に係る課題、農作物被害を防止するための課題両面について、少しずつでも解決できるよう対策を検討してまいります。

次に、「非核・平和都市宣言」を踏まえた「平和祈念事業」についてのご質問がありました。私からは2番（1）の「非核・平和都市宣言に基づき、平和の実現に努めていく新たな「平和祈念事業」の取り組みについて」のご質問についてお答えをいたします。2番（2）の「平泉学」についてのご質問につきましては、後ほど教育長が答弁をいたします。

町では、昭和60年11月に日本国憲法の基本原理であり人類共通の念願である恒久平和に向けて「非核平和都市」を宣言し、日本非核宣言自治体協議会の構成自治体として、平和希求、核廃絶へ向けた国内外のアピール活動などに取り組んでまいりました。また、平泉の文化遺産の世界遺産登録後においては、平和祈念事業として平泉世界遺産の日「平和の祈り」を平成27年から毎年

6月29日に実施しており、町内僧侶による法要や児童による「平泉讃歌」の合唱、文化財愛護少年団による世界平和のメッセージの朗読を行うなど、町民約300人の参加のもとで実施してきたところであります。

このほか、原爆死没者のご冥福と世界平和を祈念し、8月6日の広島、8月9日の長崎の原爆投下時刻及び8月15日の終戦記念日においてサイレンを吹鳴し、犠牲となられた方々に対する追悼の意を表し、恒久平和の実現に向け取り組んでいるところであります。

新たな「平和祈念事業」の取り組みにつきましては、当面、平和啓発事業として毎年実施している「平和の祈り」を主要事業として継続的に実施し、町民の平和意識の普及啓発を図るとともに、町ホームページ等SNSを活用しながら国内外に積極的に情報発信し、恒久平和の実現に向けて取り組んでまいります。今後、平泉町が加盟する日本非核宣言自治体協議会や加盟自治体と連携した平和事業の実現性についても検討してまいります。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

高橋伸二議員のご質問にお答えいたします。

「平泉学」15周年の節目に、平和の文化を育む教育と活動を取り入れる考えについてのご質問がありました。

当町独自の郷土学習プログラムである平泉学では、発達段階に応じた系統的な学習をはじめ、より広範な町民の方々が関わり学び合う「全世代型平泉学」への発展を目指し取り組んでまいりました。その中におきまして、平泉学を通じて平泉への愛着と誇りの醸成を図るとともに、歴史や文化遺産について学ぶ中で、平和への願いや未来の自分、地域について考え、発信できる人づくりを目指しているところです。

奥州藤原氏の浄土思想による平和希求の理念は、ユネスコ憲章の理念に通じるものがあり、平泉学に取り組むことが、まさに世界平和の実現を目指す考え方を学ぶ機会であると捉えております。したがって、議員ご指摘の「平和の文化を育む教育と活動」は、戦争等を題材とした直接的な活動こそありませんが、平泉学や他の教育活動を通して、今までの活動の中で取り入れられていると認識しております。

今後も、これまでの「平泉学」についての考え方や目的を改めて確認し、新たな平和教育につながる活動等が考えられた場合、必要に応じて積極的に取り入れ、子供たちの学びをより充実させながら、引き続き平和に関する教育を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

答弁を伺いました。この場に立たせていただくようになって6年が経過をしたわけございま

すが、今日の町長の答弁、そして教育長の答弁の内容をお聞きをして、私は初めて質問者として質問の趣旨をしっかりと受け止めていただいて、その中で提起をされた事柄と現状について検証された答弁だなど、このように聞き入りました。したがって、今日の残された45分の議論は、まさにかみ合った議論になるのではないかと期待をしながら再質問をさせていただきたいというふうに思います。

今日の議論に当たって、特に鳥獣被害対策の関係について、私なりに整理をしました資料を参考資料として配付をさせていただきましたので、それをご覧いただきながら議論させていただきたいと思いますが、先ほども申し上げましたように獣害による農作物被害というのは、まさに農家の実害として今現れてきているわけであります。したがって、今後の農業・農村の基盤を強化をしていくという立場から考えても、獣害被害対策は今後さらに重要な課題を担っているというふうに思います。

そこで、再質問の前置きが若干長くなりますが、本町における鳥獣被害の現状と対策の効果について、私なりに分析、精査をしたものがお手元に配付をさせていただいた資料でございます。本町における農作物被害の申告状況、被害金額は、その資料の1項、2項に表した現状となっております。特に町の基幹産業である水稻被害の実態は、2項に示したように令和2年度本町全体被害額の4.5%だったものが、令和3年度には25.5%と、1年間で5.7倍に急増しています。3項で示した岩手県全体のイノシシによる県内の水稻被害額と対比しても、平泉町の2.8%の被害の率だったのが、令和3年度には9%に跳ね上がっているということが、県のデータと町のデータを対比すれば分かっていたところであります。つまり、その被害額は少なくないのだということが、この資料から見てとれるわけであります。

この被害の増加に合わせたかのように、資料6項に見られるように耕作しない農地が増えていることが、残念ながらこれは農林振興課の残っているデータでは令和元年からしかありませんけれども、令和元年、令和2年、令和3年と、それぞれ単年度でこれぐらいの率が下のただし書に書きましたように、水田台帳から抽出した非耕作地となった農地のうちの1割、僅か1割程度を獣害原因というふうに推定をして出した数値面積であります。

一方、本町は先ほどの町長答弁にもありましたように、平成28年から狩猟免許取得に対する支援や、わな等の機材の支援、捕獲従事者への捕獲報酬の改善などに積極的に取り組んできました。その投資効果は資料の4項、狩猟免許所持者の推移という項を見ていただければ分かりますが、特にわな免許所持者が大幅に増えたことはこの表から分かります。しかし、全体の年齢構成を見ていきますと、60代以上が全体の65%を占めているということが、ここでも見えてくるわけであります。

町全体として、町の支援も功を奏して狩猟免許者が増えたことに伴って、どのような有害獣が捕獲されたかということについては、その下の5項に示したように捕獲頭数出ております。同時に、この中から今日的な課題も実は浮かび上がってくるわけでございます。

私なりに4つほど大きな課題があるのだろうというふうに思いますが、その内容は割愛をさせていただきますけれども、先月の8月9日に開催されました岩手県のイノシシ管理検討委員会資

料によりますと、県は農業被害対策の把握に向けた獣害被害問題意識アンケート調査を実施をして、その結果を公表しています。ご覧になった方もあるかもしれません。その調査結果によると、農業被害対策についてこのようなアンケート結果が出ています。「最も重要な課題である」というのが16%、「重要な課題の一つである」というふうに答えたのが52%、合わせて68%の農業関係者が、まさにこの獣害というのは深刻な課題なのだというふうに捉えているということでございます。そして、同時にその被害軽減防除対策として有効なのが侵入柵防止の設置効果なのだ、これが70%の回答率としてアンケート結果で出ているということが述べられています。

一方、学者や研究者は、イノシシの捕獲頭数、例えば平泉でいいますと平成28年から令和3年まで170頭捕獲をされています。されていますが、この捕獲頭数の3から4倍の数のイノシシがその地域に生息しているのだという警鐘を鳴らしていることは、町長も3年前に文化遺産センターで開いた講習会で学んだとおりであります。このことから個体の駆除には限界があるということが分かります。山の中に住んでいる個体のイノシシを幾ら捕獲しても、田畑、耕作地に侵入してくる個体を野放しにしている、被害が軽減しないのだということのあかしが、このことからもうかがえるわけです。

そこで質問ですが、これまで紹介したような町の実態や県のアンケート調査結果からも見えるように、やっぱり今までの成果は成果としてしっかりと生かしながら、新たな被害対策の拡充策が求められているだろうと。それは私は次の3つだというふうに思います。

1つは、電気柵設置への支援の拡充。先ほども同僚議員が質問されておりました。2つ目は、60歳以上が65%という高齢化をしている鳥獣被害防止対策実施隊員あるいは狩猟者の負担の軽減対策。そして、3つ目は資料4でお分かりのように、猟銃の免許を持っている方の年代層は40代以下というのは僅か7人しかいない。こういう状況の中で、しっかりとやっぱり若い世代の猟銃の免許所持者に対する取得支援策を行うと。この3つが必要であるというふうに、私はこの資料を作りながら認識として持ったわけです。町として、この3点が早急に対応していくべき課題だというふうに認識をされておりますでしょうか。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

ただいまご指摘いただきました課題につきまして検証しております。

まず、1つ目の課題であります電気柵の設置でございますけれども、現在、町の単独事業では上限額20万円の事業というふうになってございますけれども、この20万円という金額で実際電気柵を設置する場合、大体で25アール程度の面積の電気柵は設置できるというようなことで考えております。

しかし、町内の農家の中には1か所で30アールも40アールも超えるような、そういう農地を所有している方もおりますので、となると、そういう方々の部分については、対応が十分ではないというようなところもありますので、農作物被害を防止していくというようなことから、そちらにつきまして改善に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

もう一つの狩猟者の負担軽減というところでございますけれども、狩猟者の方々というのは、わなを設置していただいておりますけれども、そのわなの設置と申しますのは山奥ですとか、ふだん人が通らないようなところに設置していただいております。設置したわなにつきましては、2日から3日に一回は見回りをしていただくというような作業をしていただいているわけがございます。そういった部分が大変負担になっているというような話もございます。

そこにつきましては、今年度の平泉町鳥獣被害防止協議会のほうでICTを活用したわな、そちらの実証実験をしたいというふうに考えております。そのわなを使うことによって、わなが作動すると狩猟者の方にメールで通知が行くというような部分、そういうシステムでございますので、そちらの実証実験をして負担軽減を今後考えていきたいというふうに思っております。

それから、猟銃の取得支援というところでございますけれども、今年度から狩猟免許取得補助事業というのを開始しております。ただ、その中には第1種猟銃免許についての部分の支援というのはない状況でございます。近隣の市などを見ますと大変幅広い支援をしていっているところもございますので、その辺を参考に検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

電気柵の関係につきましては、先ほどの千葉議員の質問の中でも答弁をされているわけですが、現行の支援内容を基本にしつつも担当課と話し合いをしてほしいと、こういうふうに関心を持った答弁だったというふうに聞いているわけですが、実はこの電気柵に関わる様々な資材も大幅に値上がりをしているということが出てきているし、また、今後も引き続き想定をされるわけですね。

したがって、先ほど平泉町は電気柵設置の資材購入費の上限額20万円のうちの半額10万円支援ということですが、私が強く求めたいのは、いわゆる国費で設置できない長島地区のような中山間地、なおかつ耕作地が飛び地になっているところ、こうした場所というのは国費を利用した設置ができないわけです。

お手元に配付していただきました資料の7番目と8番目を見ていただければ分かるのですが、私はこのようにこの資料を作りながら分析をしたのです。それはどういうことかという、被害の申告と電気柵設置の申込数が合わない。そして、実際に設置をされた数が不整合になっているというのは、この10万円上限というのが限界だと思うのですよ。先ほど課長から10万円では25アールしかできないのだということを言われました。国費での直営施行で資材費全額支援の場合の経費を算出してみますと、1反歩あたり国費の場合は7万4,592円出るので、1反歩ですよ。しかし、皆さんご案内のように1反歩の田んぼに電気柵張ったって何の効果もないというのは十分分かるし、そういう耕作地構造ではないというのも分かるわけですよ。ですから、この電気柵設置を諦めた人たちというのは、やっぱり国費も使えない、町の補助も10万限度で終わっていると。したがって自分が電気柵を張り巡らしたい面積と乖離が大きいから実際の申請を諦める、あ

るいは設置を諦めるということにつながっているという要素がないとは言えない。私はこういうふうにする。

ですから、国費で設置することの条件をクリアできない長島地区のような中山間地の場所においては、やっぱり国費の支援額を参考にした町としての新たな設置補助の枠の拡大というのをぜひ真剣に行っていただきたい。

先ほどの答弁では、改定をさせていただきたいということでございましたから、その際の一つの基本に、やっぱり国費という部分について、ある意味、平等的に扱えるような体制を取っていただきたいというふうには一つは思います。後でまとめて回答ください。

それから、2つ目のいわゆる実施隊員や狩猟者の負担軽減策として、県と一体となってICTを活用した実証実験を行うということで、岩手県の場合は雫石町と平泉町がその該当自治体になっているわけですが、ぜひそこは実施隊あるいは猟友会の皆さん方と連携をしながら取り組んでいただきたいということを求めておきたいというふうには思います。

それから、3番目の新たな猟銃免許取得への補助の関係につきましては、ぜひ他自治体の先進的な取組などを参考にしながら、答弁があったように対応していただければありがたいというふうには思いますが、もう一度3点、簡単に結構です。

議長（高橋拓生君）

佐々木農林振興課長。

農林振興課長（佐々木元君）

まず、1点目の電気柵の設置の件でございますけれども、確かに資材のほうも高騰してきているというような部分もございますので、そちらも含めて、それから上限額ですか、面積的に25アールではどうにも足りないよというようなところもありますので、そういった面も含めまして改善に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、ICTを活用したわなの導入でございますけれども、こちら、平泉町と雫石町が今年度実証実験をするということになっておりますけれども、その実証実験をすることによって、今度、令和5年度に実際導入する際に国の予算が優先的に措置されるというところがありますので、猟友会、それから実施隊の方々のご相談させていただきながら、導入に向けて進めていきたいというふうに思っております。

それから、最後の猟銃に関しましてですけれども、先ほども申し上げましたけれども、やっぱり近隣の市と比べますと、平泉町は猟銃の取得に関する部分についての支援というのが全くないというような状況でございますので、担い手を確保していくというような観点からも、この部分についても対策を検討していくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8番（高橋伸二君）

大変議論がかみ合ったなと思って、私は安堵をしているわけですが、次に移らせてい

ただきたいと思います。

いわゆる「非核・平和都市宣言」を踏まえた平和事業についてでございます。

もう既に皆さんご案内のとおりだと思いますが、全国1,788ある自治体の中で92.4%、これは昨年の3月末時点なのですが、92.4%の1,653自治体が非核・平和宣言を行って、核兵器の廃絶と恒久平和の実現を世界に呼びかけています。

私は、誤解を恐れずにあえて申し上げたいのでありますが、非核・平和宣言というのは、平泉に核兵器が持ち込まれる可能性や核攻撃の危険性が現実にあるということを想定したのではなくて、住民の命と暮らしを守ることで地域社会を守っていく、ここに非核・平和都市宣言という自治体の意思表示がなされたのだというふうに私は理解をしています。町が非核・平和都市宣言を行っても、今私が話したように、その宣言を実効ある宣言として機能させなければ、ただ宣言をただけに終わってしまいます。今、この「非核・平和都市宣言」に本町として命を吹き込むと、このことが求められているのではないですかと、このことを実は今回の質問の趣旨として呼びかけたわけでございます。

そこでお伺いをします。この宣言を踏まえて、本町として平和の実現に努めていくことを条例として定めていく考えはございませんか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

平和を実現するために条例制定をということですが、平和の条例について今回、今の非核宣言を行っている自治体の状況を調べますと、やはり宣言を行った際に平和に関する条例を制定している、そのタイミングでしているというような状況がございました。そういうことに関して、まずこの平和条例というのは理念条例ということになりますので、将来にわたって町が取り組むべき使命が明文化していくということでありまして、町の責務であるとか、それから議会、それから町民の役割を示していくということになると思います。具体的には条例ですから平和活動に努めていくというような、それが最終的に核のない平和な社会を築いていくというようなところにつながっていくというような明文化になると思うのですが、このタイミングと、その条例制定を基にどういうことを町民に求めていくかというようなことが、やっぱりつながっていくということは確認していくというのは必要だとは思いますが。

例えば、広島市で昨年平和条例を制定したということの背景が、現代の平和に関する平和希求ということに関しての希薄化とか、それから被爆体験の方が少なくなってきていて、そういう問題意識を持っているというようなその条例制定に関してのきっかけというものが、やはり必要になってくるのだと思います。

平泉町であれば平和の祈りを行って、世界遺産の登録、間もなく15周年を迎えるわけですが、それに向けて今のおっしゃられたような条例制定、つまりは今の町民の活動、例えば憲法9条を守る会の活動であるとか、そういう市民レベルでの活動がどうなっているか、そういった方々のご意見等も伺いながら、より具体的に、例えばそれを基にいろんな事業ができるとしま

すので、議会の皆さんともいろいろ情報交換しながら、まずは広島市の例でいくと議会提案で行われた条例ということもありましたが、それぞれ研究をして議論して、その条例制定ということであれば先ほどの町民の方のことも具体的に考えていかなければいけませんので、そういう形で研究しながら対応していくことが必要なのだろうというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

思いはよく分かるのですが、難しさといいますか、そういったところを今、心の中に持ちながら、課長、答弁されたと思うのですが、私は何か有形のものを行うための条例をつくれということをお求めているのではないのです。先ほども言いましたように、やっぱりこの宣言の目的というのは、住民の命と暮らしを守って地域を守っていくのだ、地域社会を守っていくというところに、有形・無形のやっぱり町としての行動というのがあってしかなるべきだろうということをお求めているわけですね。課長、理念条例と言われた。まさにそこに行き着くと思うのです。ぜひ継続してこの問題は検証というか検討してみてください。そこをお願いしたいと思います。

次に移りますが、今年はユネスコで世界遺産条約が制定をされて採択されて50年という一つの節目に当たっています。まさに人類共通の財産を守り伝えるための平和、すなわち平泉の思想が今こそ念願される時はないのだというふうに思います。

そこで質問ですが、私は何かのイベントを開催したほうがいいのではないですかと言うつもりはありません。その上で教えてください。非核・平和宣言に基づいて核兵器のない平和な世界の実現を目指す平和祈念事業、これを町として取り組むという考えはございませんか。先ほどの答弁を聞きますと、日本非核宣言自治体協議会の事業を活用しながら何かを検討するという答弁があったのですが、具体的に私が今聞いたのは、町として平和祈念事業に取り組む考えはないかどうか、簡単で結構です。あるかないか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

これまでの取り組みは答弁の中でお示ししておりましたけれども、宣言した当初は例えばハトを飛ばして平和を祈念するとか、そういった簡単なイベントといいますか、そういう町民の方というか、平泉からそういう心の思いを発信する、平和の願いを発信するといったようなことも行っておりましたので、どういう形であるか、こちらの答弁には、いろいろ広島、長崎が原爆の被爆体験があるところですから、そういったところの交流ということもあるとは思いますが、いずれ、こういう平和を進めていくということにあって、やっぱり組織といいますか人づくりというのが大事な部分ですので、平和の思いを基に、人とのつながりができるような何かしらの行事ができればというふうに思います。

今の「平和の祈り」というのは、核兵器廃絶とか恒久平和ということとはまた別な形での世界文化遺産というか、その平和理念というか、そういったもののまた別なイベントというか行事に

なっているわけですがけれども、今のおっしゃられたようなことについてもどういったものができるか検討してみたいというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

それでは、提案をしたいというふうに思うのですが、先ほど言った「非核・平和宣言」をやっている全国の自治体の中で、岩手県で盛岡、雫石、金ケ崎、平泉の4つしか、この協議会に加盟していないのです。その協議会は様々な支援事業を行っています。この支援事業の活用というのが必要だというふうに思うのですよ。

そこでまず考えられるのは、本町が非核平和都市宣言を行った際に、保健センターの道路向かいに、平泉は「非核・平和宣言の町」と大きな高い標柱を出しましたよね。まさに今、課長答弁をした平和の願いの発信をアピールシンボルとしてそこで行ったわけですよ。しかし今どうですか。こんな小さな石碑が草の中に埋もれてあって誰も気づかない、そういう状況になっている。そうしたら、やっぱりこの平泉がまさに藤原文化の浄土思想を世界に訴えていくというのであれば、この学習交流施設エピカの中に、あそこは多くの方が訪れるわけだから、平泉が非核・平和宣言都市なのですよということを、もう一度、町民や幾多の平泉を訪れる観光客の皆さんに発信をする、こういうこともあっていいのではないかと、これが1つね。

それから、もう一つ。この岩手県で4市町しか加盟していないという自治体協議会、ここでは広島で実際に被爆をした木、この木から取った種子を育てて苗木として、この協議会に加盟している全国の自治体に無償で、送料も含めてただで送っているのです、希望があれば。そして、その木を通じて、やっぱり反核・平和というものを、非核・平和というものを全国に広めていこうという運動をしている。やっぱりこういったものをせっかく年2万幾らの会費払っているわけだから、町として協議会に、有効に活用するというをやられてはいかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

今、その協議会の事業についてご説明いただきましたけれども、おっしゃられたようにそういう被爆した木の植樹を行うというようなことは行われているようでして、こちらにつきましてもかつて検討したことはございましたけれども、なかなかそのタイミングというか、例えばそれ以外にも原爆の写真展をエピカとかで行うといったようなことであったり、あるいは被爆した方を招致して講師としてお招きするといったような、いろんなそういう交流事業というか連携事業は可能ではあると思うのですが、あとはフィールドワークといって、子供たちが実際、広島とか長崎に行くといったような形での事業もあるのですけれども、そういったことにつきましても教育委員会であるとか学校ともその情報を提供して対応する必要があるがございますので、まずはそういう事業のメニューというのはございまして検討したことはありますが、何せ距離的な問題であるとかそういったことがありますので、具体的にまだ協議というか話合いをしたことはございません

ので、今後そういう事業の活用についても関係する機関と検討して対応していきたいというふうに思っております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

残された時間が少なくなってきましたので、先に進ませていただきます。

教育の関係でお伺いをしたいのですが、教育大綱に記されている基本目標、重点施策の中で平泉学のコンセプトが書かれているわけですが、それは過去に学び、今を見詰め、未来を考えると、こういうコンセプトがあるわけです。

そこで、実は昨年3月会議の一般質問で同僚議員が平和教育について話しています。その際に当時の教育長が答弁をしているのが、「平泉学を通じて平和に関して一層豊かに学んでほしい」と、このように答えられました。しかし、その後、何ら具体的にどのような学習テーマや、あるいは学習素材を使い提供したり具体的に何を学ぶのかというのは、ファジーなままに今日に至っているのです。

そこで、質問の中に書きましたように、やっぱり平成20年度から平泉学が始まりましたけれども、この15年という節目に、この過去に学び、今を見つめ、未来を考えるというコンセプトにやっぱり新たに取り組んでいく具体的な行動というか学習指針が必要なのではないかというふうに私は思います。

ここで実は答弁いただきたいところなのですが、残り9分しかないものですから先にいきます。教育長も毎年広島、長崎で開催される平和祈念式典に岩手県の高校生が高校生平和大使として派遣されていることはご存じだというふうに思います。この高校生平和大使の合い言葉といいますか、全国共通の言葉として言われているのは、「私たちは微力だけれども無力ではないのだ」と、こういうことなのです。つまり平泉学においてもこうした言葉、子供たち一人一人は微力だけれども無力ではないのだということの一つの基盤にしながら、平和の文化を育む教育と活動というのが必要になってきているのではないかというふうに思いますが、まずここで答弁をいただきたいと思いますが。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

まず、平和の旅というか、広島に実際生徒が出向いて、そこで戦争の悲惨さや平和への思いを体験していくという、そういうような平和の旅というのがあるようでございますが、とてもこれは大切なことかなというふうに考えております。直接現地に行ってその場所に立つことによって、確かに立たなければ感じられないものというのはあるのだと思います。そこはかなりインパクトの強いものを感じて帰ってくるのではないかな、平和教育に対してとても大切だなというふうに私も考えております。

一方で、平泉学、平泉町の取り組みを考えていきますと、過去、令和元年度に町内小学校高学

年を対象としたリーダー研修事業というのがありまして、平泉から広島県を訪れて、その中で平和祈念公園にも見学に行ったということもあります。

ただ、これは平泉学の黄金発信プロジェクトという事業でいろんな場所に行くわけですよね、広島とは限らない。交流している田辺市にも行きましたし、東北の平泉ゆかりのある場所にも行って交流をしてきたという流れがありまして、イコール平和の旅ではありません。

平泉町としては、今までのやってきた平泉学とか、それから今言いました様々な地域に子供たちが出向いて、様々な小学生と交流して意見交換をして、平泉のよさ、平泉の平和への願いをそれぞれ発信してくるということも、間接的ではありますが大切な平和教育の一つだと考えております。ですから限定的に毎年平和の旅として行くということは現時点では考えておりません。

ただ、先ほど総務課長がお話しされていたように様々な事業があるのだと思います。その中で平泉の教育委員会として合致するものがあれば、積極的にそこに参画して、そういう体験、貴重な体験をさせたいなという気持ちはあります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

本町の中学生を平和の旅なりということで、広島、長崎に派遣することは考えていないということでございます。私は次のように思うのです。非核平和自治体宣言というのは、武力の放棄をうたう憲法9条の、この擁護する課題とも表裏一体の関係にあると。日本は終戦から77年間、一度も戦争をせずに一人の戦死者も出さないで、この間来ました。その幸運を担保してきたのが日本が世界に誇る平和憲法だとすれば、憲法のありがたさを再認識することが必要だというふうに思うのです。そして、今までの77年間がそうであったように、次の77年間がどのような時代になるのか、それを決めるのは今生きている私たち自身であって、次代を担う子供たちなのです。このところが一番大事なキーワードだというふうに思うのです、平泉学を論ずる中においての。

したがって、教育長が言われた先ほどの答弁は、総務課長が答弁したことと共通しているわけですから、例えば協議会が厚生労働省と広島市、長崎市と協力しながら、様々な原爆資料の展示の提供だとか講師の派遣だとかそういうものをやっていますよね。課長言われたエピカを使ったそういう教育学習というのも考えられるというふうに言われました。ぜひそうした取り組みを教育委員会と町が一緒になって取り組んでいけるかいけないか、イエスかノーでお答えください。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

取り組んでいきたいと思っております。

議長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

ありがとうございます。イエスかノーかで答えてほしいと失礼な言い方しました。残り2分しかないものですから、そう言ったわけです。最後に教育長に伺いたいと思います。

やっぱり世界に冠たる崇高な日本の平和憲法、その中の14条と19条、これにまつわって、去る9月5日の日に文部科学省の発言がマスコミ報道されました。ご案内のように9月27日に予定されております安倍元首相の国葬に関して、国論を二分するようなかましい議論が行われています。このことを受けて文部科学省は、いわゆる政府の方針として国民に弔意の表明を強制しないと、こういうことを受けて各自治体で適切に学校などにおける弔意の扱いについては判断してほしいと、こう述べています。本町における弔意の表明について強制するようなことはないというふうに受け止めたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長（高橋拓生君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

このことについては、私のほうから答弁させていただきます。

現段階で弔意を、例えば国旗を半旗にするとか、また学校に、こうしろああしろというそういう認識は持っておりません。

以上であります。

議 長（高橋拓生君）

高橋伸二議員。

8 番（高橋伸二君）

以上で私の質問を終わります。

議 長（高橋拓生君）

これで高橋伸二議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時28分

議 長（高橋拓生君）

再開いたします。

通告3番、氷室裕史議員、登壇、質問願います。

4番、氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

通告番号3番、氷室裕史です。

今回の一般質問は、3期目を迎えた町長の具体的な施政方針に関してであります。

青木町長は、今年の1月23日にチーム平泉を旗印に、先ほどの所信表明演述にもありました「新型コロナウイルス感染症対策をさらに進める」、「魅力のあるしごとを生み出し、働く場を

つくる」、「平泉の魅力を新たな流れに結びつける」、「暮らしやすく安全・安心なまちをつくる」、「教育の振興を図る」、「健康で安心な暮らしを守る」、「若者・女性・子育て世代の支援を進める」、「世界文化遺産保存と活用を進める」という8項目の実現を目指し、3期目の首長の座を迎えました。

この8項目の中で特に重要な項目というのは何かと伺えば、恐らく町長は8項目全てが最重要項目であるとお答えになると思われます。ですので今回はさらに細かい分野に絞って伺いたいと思います。

1点目は、既存住民の住環境のフォローに関してであります。

これまで、町長は当町への移住へ向けた若者や県外からの移住者に、登録空き家の取得や改修等に補助をすることで尽力をしてきましたが、既存住民の住環境へのフォローをどう考えているのか伺います。

2点目は、青木町長の2期8年の任期の中でスマートインターチェンジ、道の駅平泉、浄土の館、平泉学習交流施設エピカなど大型事業が続いてきましたが、今後それに類するような大型事業計画は考えているのか伺います。

3点目は、若者・子育て世代への支援の拡充をどう考えているのか伺います。

4点目は、スマートインターチェンジを活用した企業誘致に関し、現在の誘致の進捗状況を伺います。

5点目は、新規就農者への支援は、国・県などのものが見受けられるが、町内の既存の農業従事者への具体的な支援の考えはあるのかを伺います。

以上5点に関し答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

氷室裕史議員からのご質問にお答えいたします。

初めに、既存住民の住環境へのフォローについてのご質問がありました。

最近では、コロナ禍による地方移住の流れが進む中で、空き家に関する問合せや相談件数が増加傾向にあることから、こうした社会情勢の変化に対応した制度として、若者や移住者向けの空き家取得及び改修に対する補助制度を創設し、様々なライフステージを住宅取得・改修の面から支援するとともに、住みやすい環境整備に取り組んでまいりました。

また、既存住宅に対しての住環境向上への関連補助制度は、木造住宅耐震改修工事助成事業、浄化槽設置補助事業、和風建築物普及事業、住宅用高効率給湯器導入促進事業、住宅用新エネルギー設備導入促進費補助事業、高齢者及び障がい者に優しい住まいづくり推進事業などを現在実施しております。当町の財政規模に応じた住環境への施策を検討し実施してきたところであります。

しかし、町民の住環境の改善に対する潜在需要は高いものと考えており、6月30日に平泉建築組合と懇談し課題の把握に努めたところであります。その中で、高齢化が進み、高齢者が暮らし

やすい住宅への改修や、改正省エネ法による住宅・建築物の省エネ性能の向上を目的とした改修などに絞った補助制度が望ましいという意見があったところでもあります。今後も引き続き課題の把握に努めるとともに、補助制度等について検討してまいります。

次に、今後の大型事業計画についてのご質問がありました。

今後の大型事業につきましては、総合計画において検討することとしている体育館と工業団地、さらには一関地区広域行政組合におけるエネルギー回収型一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場の整備などを想定しております。

体育館につきましては、平成29年3月に社会教育施設整備基本方針を策定し、優先順位を付して施設を順次整備していくこととしておりましたが、このたび第1順位の公民館・図書館等の複合施設が完成したことから、第2順位としていた体育館について、今後の財政状況を鑑みながら整備の時期等を検討してまいります。

工業団地につきましては、工業団地の空きがないことから、若者の雇用の場を確保するためにも、適地の選定や課題の整理を進め、整備手法や時期等を検討してまいります。

また、一般廃棄物処理施設及び最終処分場につきましては、現在、一関地区広域行政組合において施設整備検討委員会を設置し、整備に向けた検討を行っており、一般廃棄物処理施設については令和9年度中、最終処分場については令和8年度中の稼働を予定して準備を進めているところであります。

次に、若者・子育て世代への支援の拡充についてのご質問がありました。

現在の地域社会の実情においては、人口減少や子育て支援は重要な課題だと認識しております。現在、当町では令和2年に策定した第2期平泉町子ども・子育て支援事業計画などにに基づき、子育て支援に向けた各種施策を推進しているところであります。

保育の充実につきましては、多様化する保育ニーズへの対応や一時預かり等の支援を関係機関と連携しながら実施しており、また放課後児童健全育成につきましては、平泉地区及び長島地区それぞれの児童クラブにおいて、学校や地域との連携を深めながら、放課後児童の健全な育成に向けて安全で安心な活動の支援を図っております。

一方、子育て世帯への経済的負担への軽減支援につきましては、多子世帯やひとり親家庭の保育料軽減の継続及び幼児教育の無償化や18歳までの医療費の無料化を継続して実施しており、また令和3年度からは子供の出産に際し出産祝金を交付するなど、子育て世帯への各種支援策を進めているところであります。

今後も、子育て計画に基づく各種施策を引き続き関係機関や各種組織と連携強化を図りながら事業展開するとともに、令和5年4月に創設されるこども家庭庁での政策をはじめとした国や県の子育て支援施策にも注視しながら、子育て世代への経済的負担の軽減や子育て環境などへの支援の推進と拡充を図ってまいります。

次に、スマートインターチェンジを活用した企業誘致についてのご質問がありました。

企業誘致につきましては、特に岩手県南地域において、自動車関連及び半導体関連の企業立地や工場増設等が相次いでおりますが、本町はトヨタ自動車東日本の本社大衡工場と、金ヶ崎町に

ある岩手工場の中間に位置する地理的優位性に加え、平泉スマートインターチェンジの開通により交通アクセスが向上したことから、企業誘致の好機であると捉えております。しかしながら工業団地に空きがないことから、まずは新しい工業団地の整備に向けて適地の選定や課題の整理を進め、整備手法や時期等を検討してまいります。

また、企業が民有地への立地を希望する場合も想定されますので、個別の相談に応じながら地権者との調整など適切に対応してまいります。

最後に、新規就農者への支援は、国・県などのものが見受けられるが、町内の既存農業従事者への具体的な支援の考えはあるかとのご質問がありました。現在、町内の既存農業従事者に対しては、国・県、そして町独自の支援を様々行っており、これらの支援制度について周知を図っていきたくと考えております。また、その制度で救えないものがあれば、町がどのような支援をしていけばよいか検討し進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、何点か伺いたいと思います。

まず、既存住民の住環境へのフォローに関して伺います。

当局でも住環境の改善に対する潜在需要は高いと考え、特に平泉建築組合と懇談した結果、高齢者が暮らしやすい住宅への改修や住宅建築物の省エネ制度の向上を目的としたものが望ましいという意見が出たようですが、ほかにも建築組合との懇談会で出た具体的な意見等ございまして把握できておりましたら伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

岩渕建設水道課長。

建設水道課長（岩渕省一君）

6月30日に行いました平泉建築組合との懇談会では、次のような話がありました。現在の建築業界の状況は、労働者不足、後継者不足で組合員も減少してきている。新築は、ほとんどのハウスメーカーが受注し、リフォームや修理を担ってきているとのことです。

町民の住環境……

（「聞こえない、もっと近くに」の声あり）

建設水道課長（岩渕省一君）

すみません、では最初からお話しさせていただきます。

6月30日、平泉建築組合との懇談会では、組合から次のような話がありました。現在の建築業界の状況は、労働者不足、後継者不足で組合員も減少してきている。新築は、ほとんどがハウスメーカーが受注し、リフォームや修理を担ってきているとのことです。

町民の住環境の改善については、住環境の質向上などの目的を持った補助が望ましいと考えており、一般の方が使えるバリアフリー補助や省エネルギー化を図る補助など絞った制度にすべき

などの話がありました。引き続き建築組合とは話し合いをしていくという予定でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

もちろん、まだ検討が始まったばかりで今後も意見交換を重ねていく段階ということですが、こうやって建築組合と懇談を重ねていくということは、この住環境のフォローに関して一歩前進したと、そう捉えてよろしいのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

町としましても、住環境の向上というのは、当然、住民に対して必要なことだと考えているところであります。そのためにも現状の課題を把握するために建築組合と懇談しているところでありますので、今後も建築組合と懇談、話し合いを持ちながら課題の整理に努めてまいりたいと考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

なかなか前向きな意見をいただきましたので、次に移りたいと思います。

次に、同じく住環境へのフォローという観点から公共下水道事業に関し伺います。

当町では、下水道事業の整備率が全体計画面積の93%を超えておりますが、下水管を私有地を通し住宅へつなげる工事、これを世帯によっては、もう何十メートルもしなければならぬところもあります。順調に整備が進んでいる下水道事業ですので、この下水道を有効活用するためにも、そういったところへの助成はなされるべきであると思いますが、見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

岩淵建設水道課長。

建設水道課長（岩淵省一君）

下水道施設未接続の方を対象に下水道接続工事費用を補助するということではありますが、水洗化率向上には有効であるとは考えております。ただ、今まで接続していただいた方との公平性が課題になるかと考えているところでございます。

また、下水道事業は一般会計から繰り入れし運営している状況であります。それを考えますと下水道事業での下水道接続工事費用に対する補助は、現時点では難しいと考えているところでございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

自腹でやってきた人もいます。そう言われるとそうかもしれませんけれども、これはちょっと

町長にも伺いたいと思いますが、確かに自腹でやってきた人、そういった方の心情を配慮すると、なかなか新しい方に助成を出しにくいと、そういうこともあるかもしれませんが、もちろんそういった方の心情を配慮すべきだとは思いますが、ただ、私はそれを理由にしてしまうと、今後どの分野でも助成というのはなかなかしにくくなると思いますけれども、町長、どのようにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

議員おっしゃっていることは、やはり普及促進するという意味では新たな提案というふうには捉えております。しかし、先ほど課長も答弁いたしましたけれども、やはり従来それを進める中で、自分の持分というか自分の負担分は、やはり住宅の位置によって距離も違う方々も当然あります。そういった意味では本当に100%普及するためには、そういった方々も本来であれば支援もして、早くみんなで共有して使ってほしいという思いはあります。しかしながら、やっぱり従来の全体的な整合性というのも進めていくためには、またそれも重要な部分だというふうに思っておりますので、まず今日の場合は、まずは現時点ではご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

その辺は今後の町長の賢明な判断をいただければと思っております。

次に、大型事業計画に関して伺いたいと思います。

先ほど、同僚議員から工業団地の造成と企業誘致、これは速やかに行われてしかるべきと、そういった話があったと思いますが、現在、先ほどお話にありました大平の土取り跡地、これに並ぶような広大な跡地とまではいかないですけれども、有力な町有の候補地というのはほかにあるのでしょうか、伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

町有地ということで絞りますと、この程度の広さを確保できる、そして比較的造成が簡単にできると。造成というのは、取付け道路とかは含めないで平場としての造成ができるということを考えると、大平しか現状ではないかなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

そうすると、町有地外だと、まだまだ候補はあるのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

すみません、私、勘違いしました。町有地ではありません。大平工業団地予定地は町有地ではございませんでした、すみません。

町有地ということで考えますと、工業団地としてすぐ整備できるような町有地は今ないということになります。工業団地につきましては民有地を買い上げて整備をしていくということになりますので、基本的には現在民有地のところを買収し工業団地にしていくという手順になります。それで先ほどの話に戻りますけれども、大平の土取り跡地が広大な面積という部分です。それからスマートインター周辺につきましては平場で一定程度の面積は確保できますが、現状においては1,100台の駐車場を新たな町の拠点に活用していくという段階でございますので、今現在はそこに工業団地ということではなくて、商業施設あるいは宿泊施設等で今誘致を進めておりますので、現状においてはその形で今進めているというところになっています。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

なかなかその広さを全面に押し出した誘致というのは難しいのかなと思っております。ただ、今、答弁にもありましたが、工業団地の造成ということに若干こだわり過ぎているのかなというふうに思っています。今このコロナ禍で都市圏の本社あるいは本社機能を地方に移すという流れのほうが発達されてきていて、去年ですと都市圏から地方のほうに本社移転したのが350社超というそういうデータがありまして、逆に都市部に転入したのが319社です。なので、今、首都圏から地方に本社あるいはこの本社機能を移転するという流れができておりますので、平泉町もできればそういうふうな流れに乗りまして、そういうことを考えていただければと思います。その辺の見解、伺いたいと思います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

今、地方への移転が増えているという現状については認識をしております。他市町村の場合の例ですと、居抜き物件であったりとか、そうしたものを活用して本社機能を移転すると。この場合は製造業にかかわらず例えばITであったりとか、そうした様々な産業の本社移転というふうなところが想定をできるわけでございますが、当町においては先ほど町長答弁でもお話をさせていただいた内容になります。特に県南地域の半導体、自動車、これが非常にまださらに今進出が続いておりますので、今こういった産業に特化をして工業団地という部分について、まずは検討しているというところでございますけれども、工業団地にかかわらず土地を探しているとか、物件を探しているというのは、県のほうを通じて問合せがございますので、そういったものについては適地がありましたら候補地として県のほうに上げて、その中で企業が選ぶという

ふうな流れは今できている状態でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

次に、先ほどの答弁の中で優先順位1位であった公民館、図書館の複合施設エピカが完成したことで、優先順位2位である体育施設について、今後の財政状況を鑑みながら整備の時期などを検討するとありました。ここだけ切り取りますと体育施設の建設が現実味を帯びてきたと考えてしまいがちですが、当町の財調の残高など考慮した上での早期の実現可能性について伺います。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

整備方針をお示しした段階では、今のような内容でお示しをして、財政上、条件が整ったらというふうなことでお示しをしたところでございます。現状においては、まだ検討段階に入っておりませんので、今後、財政計画と、それから建設場所についても整備計画、整備方針の中では町内全域からということにしておりましたので、そこも今後選定しつつということになります。繰り返しますが、現状ではまだ検討に入っておりませんので今後ということになります。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

私もこの財政状況を見ていますと、正直、早期は難しいのかなと思っておりまして、答弁見ますと財政整ったらという答弁いただきましたけれども、どうも早期、そういう答弁いただきますと、町民の方で、ではもうすぐできるのかなと、そういうふうになってしまう方もいるので、もう少しストレートに物を言っていたきたいのですけれども、お願いします。

議長（高橋拓生君）

松本まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（松本英雄君）

現在の財政計画には入っておりません。現状では早急に入れられるような状況ではないということでございますので、今後の償還等を見ながら時期を検討していくという段階でございます。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

それでは、次の質問に移ります。

次に、若者・子育て世代の支援の拡充について伺います。

当町では、出産祝金が1人につき5万円と規定されております。これは例えば2人目10万円、3人目20万円など、増額を検討する余地というのはあるのではないのでしょうか。今、全国多くの自治体が結婚祝金あるいは出産祝金の制度を確立させている中で、もう少しインパクトのあるも

のにすべきだと思いますが、その見解を伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

出産祝金事業につきましてですが、議員もご承知のことと思いますが、町の次世代を担う子供の出産を祝福するというので、併せて子育て世帯の経済的負担の軽減も図るというような視点で、このような制度を設定させていただいたものでございます。中身につきましては、お話のあったとおり1人の子供につきまして5万円を交付すると、そのうち3万円は、ひらいずみ商業協同組合の商品券でお渡ししているというところです。

確かに、県内の市町村見ても、いろいろな要件の中で給付されて金額の大小はございます。しかしながら私たちのほうでは、まだこの事業を1年半しか実施しておりません。ですので、この事業の検証なり、さらにはこの交付をされた方々にこれからアンケートも取ろうと思っております。この活用方法、これが子育て支援にどのような形でつながっているのか、そういった検証などを踏まえながら、この事業の内容について再度検証を図りながら、その時点で事業の内容についても見直しなども必要であれば図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4番（氷室裕史君）

確かに、始まって1年弱ですから、今後ともアンケートなりヒアリングなりで検証していただければと思います。

もう1点、この子育て支援に関しまして平泉町議会で5年前ぐらいですかね、熊本県の南関町に視察に行きまして、南関町では子育て世代に今言ったヒアリングを行いまして、その結果、チャイルドシートの購入助成、上限1万円で行っているとか、そういった話もありました。先ほどの建築組合の話ではないですけども、当町でも本当に実際のその子育て世代に町にどのようなサポートをしてもらえたら助かるのか、これは本当に小まめにヒアリングを行って実情に即した支援を行っていただければと思いますが、今、現段階でそういったヒアリング、アンケートなり行っているのか、子育て世代への聞き取りが十分に行われているのか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉町民福祉課長。

町民福祉課長（千葉光祉君）

そのアンケートとか聞き取りにつきましては、先ほど第2期の子ども・子育て支援計画の中でアンケートは実施しております。しかしながら、それぞれの事業についての効果を図るためのアンケートというのは、まだそこまでは至っていない状況であります。ですので様々な会議、それから現場での声なども聞きながら、全体的に子ども・子育ての支援、それから少子化対策を含めまして、総合的にどのような方向で、どのような目的を持ってやっていくかというのを、そういった調査を含めながら総合的に考えていかなければいけないというふうに考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

氷室裕史議員。

4 番（氷室裕史君）

なかなか大変前向きな答弁いただきました。

以上で私の一般質問、終わります。

議長（高橋拓生君）

これで氷室裕史議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

議長（高橋拓生君）

それでは、おそろいですので再開いたします。

通告4番、升沢博子議員、登壇、質問願います。

11番、升沢博子議員。

11 番（升沢博子君）

通告4番、升沢博子です。

それでは、さきに通告しておりました……

議長（高橋拓生君）

マイクを向けてください。

11 番（升沢博子君）

さきに通告しておりました3点について町長と教育長に質問いたします。

1番目でございます。新型コロナウイルス感染症蔓延下の防災について。

台風11号も温帯低気圧に変わったそうでございますので、非常に大きな台風ということで心配されておりましたけれども、幸い、それてくれたということで安心をしたところでございます。

まず1つ目ですが、新型コロナウイルス感染症感染者及び濃厚接触者の災害発生時の避難対応についての指針はどうでしょうか。それから、2番目でございますが自宅療養者への対応について伺います。3番目として、避難所運営についての課題への対策はあるのでしょうか。

大きい2番目でございます。コミュニティ・スクールの導入について伺います。

1つ目は、平泉町はどのようなコミュニティ・スクールを目指しているのでしょうか。2番目、令和2年からの導入に向けての取り組みの経過はどうなっているのでしょうか。3番目として、地域住民への周知について伺います。

大きい3番目でございます。学習交流施設の運営について。

指定管理者の運営となっている学習交流施設について、よりよい施設運営を目指して運営協議

会を設置するよう指定管理者に促してはどうか、考えを伺います。

以上3点について質問いたします。よろしく申し上げます。

議長（高橋拓生君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症感染者及び濃厚接触者の災害発生時の避難対応についての指針のご質問がありました。

令和3年3月に町が改訂した「平泉町防災マップ」に記載しておりますが、災害時には危険な場所にいる人は避難することが原則であります。現在、新型コロナウイルス感染症の流行で災害時の避難所における集団感染が懸念される中、被災者にためらうことなく避難していただくため、衛生環境の確保など避難所内における徹底した感染防止対策が求められていることから、令和2年7月に岩手県が「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営ガイドライン」を作成しており、当町におきましても、このガイドラインに基づき対応することとしております。

具体的には、まずは「一般の避難」「感染リスクが高く重症化しやすい高齢者・基礎疾患を有する者及び妊産婦等並びに障がい者等の要配慮者」「発熱者等」「濃厚接触」「自宅療養者」の5つに分けて受付を行います。その後、それぞれの区分に応じた対応を行います。感染者、濃厚接触者の対応につきましては、専用の滞在スペースや専用のトイレの区分を行い、避難所を運営する職員についても担当者を専用ゾーンに配置し、その他の職員は専用ゾーンに立ち入らないよう対応することが想定されます。

また、避難所という密になりやすい空間の中で、避難者はもちろんのこと職員の感染にも注意が必要であることから、必要に応じて簡易テント、間仕切り段ボールを活用するなどし、定期的な換気や消毒の徹底といった基本的な感染症対策を講じながら、避難所での感染拡大防止に努めてまいります。

今年度中に平泉町地域防災計画を見直す予定となっておりますので、新型コロナウイルス感染症を含め、今後、新たな感染症が発生した場合においても、町民が安心して避難できるよう計画を見直してまいります。

次に、自宅療養者への対応についてご質問がありました。

いわて健康フォローアップセンターが自宅療養者の方に配付している「自宅療養のしおり」に記載しておりますが、災害等発生時には緊急事態であることから、外出を厳禁とすることの例外となります。避難所の受付には必ず自宅療養者であることを申し出ることになっておりますので、まずは避難所における自宅療養者の専用スペースにて受入れを行うこととなります。

なお、自宅療養者に限らず濃厚接触者、発熱者等の受入れに当たっては、避難者それぞれの人権に配慮し、感染者を排除するのではなく感染対策上の対応であること、また、それぞれのプライバシーを守るための対応が必要であることを理解するよう、避難所内において人権への配慮とプライバシーの保護を徹底してまいります。

また、自宅療養者に係る情報は、市町村において人数情報のみを把握しているところが現状ですが、台風接近等に伴い、災害発生のおそれがある場合や地震等の予知できない災害が発生した場合には、本人の同意を得られた部分について必要に応じて保健所に情報提供を求め、情報の把握と安全確保に努めてまいりたいと考えております。

最後に、避難所運営についての課題への対策についてご質問がありました。

先ほど申し上げましたとおり、避難所内で感染症を拡大させることがないように、基本的な感染症対策を行うことが最重要課題であると認識しておりますので、あらかじめ避難所におけるマスクや消毒液、パーティション、段ボールベッドなどの感染症対策等に必要な物資を確保しておくなど、その運営に向けた事前準備を進めてまいりたいと思います。

あわせて、保健センターや町民福祉課などの実際に避難所支援を行う関係課と連携を図り、平時から災害発生を想定した準備を進めてまいります。また、避難期間の長期化、個々の避難状況などにより様々な要望が出てくることが想定されることから、避難者の共通の課題に優先して対応することを基本に、個々の要望についても可能な限り寄り添って対応したいと考えております。

私からは以上であります。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

升沢博子議員からのご質問にお答えいたします。

「平泉町はどのようなコミュニティ・スクールを目指しているのか」とのご質問がありました。コミュニティ・スクール学校運営協議会制度は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5」に定められる法に基づく制度となっており、平成29年の法改正により、原則、各学校への学校運営協議会の設置が努力義務化され、全国的に導入が推進されてきました。

コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会を設置した学校ということで定義されております。また、学校運営協議会は「地域と共にある学校づくり」を目指すため、保護者や地域住民等の参画を得ながら、学校運営や子供たちを育むための活動について必要な協議を行い、特色ある学校づくりを進めていく組織だと認識しております。

これまで、当町におきましては平泉学、教育振興運動、学校支援ボランティア、地域行事、各種団体活動等により、地域と学校が一体となって既に様々な地域学校協働活動が行われており、大きな成果を残しております。今後もこれら既存の取り組みを活かしながら、『地域全体で平泉の子供を育む』という共通の目的意識を持ち、さらに充実した活動を継続して取り組んでいきたいと考えております。

これらを踏まえて、当町のコミュニティ・スクールにつきましては、学校運営協議会の機能と既存の取り組みを活かした地域学校共同活動を一体的に推進し、『持続可能なまちづくりにつながる人材育成』を図るため、地域ぐるみで明日の平泉を担う子供たちを育むことを目指していきたいと考えております。

次に、令和2年度からの導入に向けての取り組みの経過についてのご質問にお答えいたします。

当町では、令和2年度から平泉町教育振興運動を推進する中で、コミュニティ・スクールの制度の導入に向けた検討と準備を進めてまいりました。また、令和2年度第1回平泉町総合教育会議では、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について」をテーマに設定し、町長、教育委員、PTA関係者、学校関係者等と協議を行いました。この総合教育会議では、県教育委員会より、「国や県が目指すコミュニティ・スクール」について、先進事例の紹介を交えながらご説明いただき、当町のコミュニティ・スクールの導入について意見交換を行いました。この際、「平泉学や教育振興運動等、既存の取り組みを活用しながらコミュニティ・スクールを展開してはどうか」という意見が出され、このことを基に全町的な基本目標(案)を作成し、学校関係者等と共有したところです。

令和3年度につきましては、各学校に学校運営協議会を設置すること、教育振興運動については、コミュニティ・スクールの取り組みの中で推進していくこと等が決定したところです。

令和4年度につきましては、打合せ会議の開催や個別の相談対応等、各学校の進捗状況を確認しながら具体的な準備を進め、令和4年7月に各学校運営協議会の第1回会議が開催され、導入が完了したところです。

なお、今年度より町内小中学校へコミュニティ・スクールが導入されたことから、3校のコミュニティ・スクールの統括と情報共有を図ることを目的として、新たに『平泉町コミュニティ・スクール推進協議会』を設立し、現在に至っております。

次に、地域住民への周知についてのご質問がありました。

これまで、町教育振興運動推進協議会や町教育支援活動推進協議会といった既存の関係会議の場や、広報紙「きょうしんだより」を活用しながら、地域に対する周知を図ってまいりました。また、区長会、町地域婦人団体協議会等、町内各種団体に対して学校運営協議会委員の依頼と併せてコミュニティ・スクールに関する説明を行ってきたところです。しかしながら、学校運営協議会制度の具体的なイメージが伝わりづらく、制度に対する地域への理解が進んでいないことは課題として認識しているところです。

今後につきましては、コミュニティ・スクール関連の広報紙や学校だより等を活用し、各学校運営協議会の様子や具体的な取り組みを紹介しながら、地域に対する情報提供を積極的に行ってまいります。また、各学校の地域懇談会での取り組み状況の報告や生涯学習町民のつどいにおける実践活動の発表等を検討し、地域全体の機能を高めながら当町のコミュニティ・スクールを推進していきたいと考えております。

最後に、「指定管理者の運営となっている学習交流施設について、よりよい施設運営を目指して運営協議会の設置を促してはどうか」とのご質問がありました。学習交流施設エピカの管理運営につきましては、令和4年4月1日から「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」が指定管理者として、当町が示した要求水準書に基づき管理運営を行っております。指定管理者には「本施設の機能及び性能等を発揮できる最適な状態を保ち、施設の利用者が安全かつ快適に利用できるような品質、水準等の維持」、「“賑わい交流拠点”という本施設の主旨に即し多様な事業構成とし、積極的に運營業務に当たること」などを求めています。

議員ご指摘のとおり、学習交流施設エピカのよりよい施設運営を目指すため、利用者のニーズや満足度の把握、本施設の維持管理・運營業務の処理状況について、客観的に確認・検証・改善する場が必要と考えております。今後、学習交流施設エピカの効果的な施設管理運営のため、運営協議会を設置するよう指定管理者に働きかけてまいります。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

それでは、順を追いまして何点か再質問をさせていただきます。

最初に、新型コロナウイルス感染症蔓延下の防災についてということで、本当に詳しく答弁をいただきました。そこで答弁の中にも確かにあったのですが、市町村の防災担当は自宅療養者の把握はどの程度まで行えるのかということについて、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

基本的には、自宅療養者がどういう方かというのは、こちらでは把握はできないこととなっております。つまり個人情報ということであります。したがって緊急時にそういった個人の方を避難させるために必要な情報として保健所から情報をいただけるかどうかにつきましては、事前に確認をしておく必要があるというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

消防庁から出ている通達なんかにも、そのとおり自治体には自宅療養者の人数までは知らせている。保健所を通してですが、その個人の情報は知らせていないという原則だと思います。そして、ただその後、昨年の大水害があった7月の水害とかそういうところを踏まえて、各自治体ごとにいろいろ検討した中で、緊急時に保健所のほうからその自治体に情報を提供することもあり得ると。そして、それは個人の同意を得られた上でということもありますし、本当の緊急時の場合は、その同意得られなくても知らせる場合があるというような取り組みもちょっと散見されたところもありましたが、そこについてはどういうふうにお考えでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕嘉之君）

実際に、その自宅療養者が軽症なのか、それとも重くなっている状況なのか分からないわけですから、例えば地域の防災組織とか、実際に職員であっても個別に訪問できるようなことも含めまして対応を考えなければいけませんし、今の情報提供という部分に関しましては、感染した場合における感染者への情報提供として災害時は、答弁にもございましたけれども、どうしたらいい

いかというのも事前に十分に周知しておく必要があるということですので、感染症対策からの情報提供と避難してもらいたいという防災側からの情報提供と、両方合わせて事前に町民の方に感染した場合における避難についてのお知らせはしておく必要があるという、この辺は十分に周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

分かりました。確かに自宅療養の方が自主的にそういう危険が迫った場合には、自分は万が一の場合どこに避難したらいいのかということ、その自宅療養者から問い合わせるとい、そういう方法を取るというふうに解釈してよろしいのですね。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

「自宅療養のしおり」というものの中には、事前に防災マップ等で把握できていればいいのですけれども、そうでない場合は、どこに避難したらいいかは平泉町役場に問い合わせさせていただくようにというふうに促しておりますし、また、それをさらに町としても、今後、防災計画の中だったり、その計画の中身を説明する際に分かりやすく説明、今年度もその計画を策定しないまでも、現状でこういう状況ですので、いろんな形でお知らせするような方法を取りたいなというふうに考えております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

私も防災指導員研修を受けた経験から、災害を想定した訓練の大切さということも重々分かったわけなのですけれども、身近な単位で経験してみる取り組みということで各地域の自主防のところの取り組みを促すとか、それから自主防へのコロナ禍におけるというようなそういったお知らせとか、こういうことに注意しましょうとか、そういうことは自主防災を通して行っている経緯は、ここコロナが蔓延した今の時期でそういうことをやっているのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

防災マップ、いわゆるハザードマップの改訂を令和3年度に行っておりまして、その際に、それぞれ自主防災組織の代表者の方にコロナの対策についてお知らせ、研修会を開催しておりましたし、個別に自主防災組織の中で勉強会を開きたいというときに職員が出向いて、そういう対応も含めて説明を行っておりますので、これも今年度行いたいというふうに区長さんには区長会議の中でお知らせはしておりますし、したがいまして議員おっしゃられたように、それと併せて自主防災組織の中で防災士の資格を取れるような形で今呼びかけを行っておりまして、昨年度も2

人、希望者がいたのですが、コロナ禍で受講ができなかったような経緯もございますが、今年度お1人の方の申込みがありまして、そういったことの取り組みも併せて行い、それぞれ組織の強化というか、そういう防災に詳しい方の人材育成、こういったものも併せて行いながら、より安心できるような情報提供といったことに結びつけていきたいなというふうに思います。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

先ほどもちょっとお話したのですが、やはり実際にそういった避難所訓練とか、そういうことを実際に取り組んでみないと分からないところが結構ありまして、当行政区でも自主防災組織で、いろんな用具とか防災の段ボールベッドとかそういったものを実際につくってみるとか、そういうところをやってみた経緯があります。訓練ということは、やっぱり町として今コロナ禍だから難しいと、なかなかできないということはよく分かるのですけれども、やはり具体的にやってみる訓練ということをする計画はないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

今考えておりますのは、地域防災組織の各組織の代表者を集めての研修会等は企画はできるかと思いますが、ただ、その先、それぞれの防災組織の中でも実際取り組まれているところと取り組まれていないところとのやはり温度差といいますか、そういったものをできるだけなくすように、こちらとしても促してまいりたいと思いますし、やはり職員の対応についても、毎年、図上訓練とか防災に関する研修を行っていますので、こちらの町側の訓練と、それから実際の自主防災組織を中心に町民の方の日頃の訓練、こういったもので有事に備えていくということが必要だと思っておりますので、この辺は共有して取り組むべき課題だというふうに認識しております。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

もう一つ伺いたいのですが、答弁の中に行政職員の感染も十分注意しながらという答弁もございましたが、最近といいますか、その職員が感染、そしてクラスターと言えるぐらいの人数が感染したことがありましたが、そのクラスター発生と災害が重なった場合、業務停止に陥らないための自治体版業務継続計画、いわゆる自治体版BCPですか、平泉町はそれは策定しているのでしょうか、いないのでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

防災に係る業務継続計画といいますか、実際にどういう連絡体制でどういう対応を行うかというのは、それぞれ計画の中には定めておりますが、今回、感染症も含めた形でのBCPというの

は、コロナの感染症が発生した場合の業務の優先順位を付して、それぞれ町民にとって命と財産を守るというようなところを中心に、それを最優先して取り組むということであっていますし、その計画として今後さらに分かりやすくまとめていく必要があるかなというふうには思っております。その前にコロナの感染が蔓延し始めた令和2年度には、職員の行動マニュアルといったものをまずは作りまして、その中で、まず職場内に感染というか、自分が感染したら出勤しない、感染を持ち込まないというか、そういったことがまず第一にあたりとか、コロナ感染症にかかる危機対策本部会議を設置して、その中でいろいろ具体的な感染症対策の取り組み、各課での具体的に感染が発生した場合、あるいは自宅待機、濃厚接触者になった場合の抗原検査キットを使っただけの出勤をするというようなそういう対応について、その本部会議をもって柔軟に対応している中で、緊急時の業務の割り振り、つまりは一定数、職員の中でも感染者が発生し、また自宅待機者もいて業務に出てこれない方が多数というかいた場合の対応につきましては、その会議の中で柔軟に割り振りをするというような形です。そもそも担当課というのは、そういう配置については総務課のほうで人事を担っていますから、ただ防災も担っているのも総務課ということもありまして、そこでの案をもって、その会議の中でいろいろ対応していくわけです。基本的にはそういう業務の最優先として取り組むべき業務の中に、その避難所開設だったりということがあられるわけですので、そういう体制をまず組むということで、そうしますと、ほかの停止する業務であったり優先順位が低い業務、一部行わない業務とかも、そういう分類を行っていますので、そういったものに基づいて避難所開設等も含めて業務を継続していくというようなところは考えておるところです。体制を確保していくというところは、庁舎というか役場内で共有しているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

令和4年3月に総務省のほうからそういった業務継続計画策定の状況というような形も出されておりました、県内33自治体の中で策定していないところに、多分、平泉町が入っていると思うのですけれども、議会のほうでも今年3月でしたか、新型インフルエンザ行動計画ですか、そういうものを参考にさせていただきながら、業務継続計画を議会としてもつくったところで、やはり総務省としてもそういうところをつくるようにというような多分通達も出ているのではないかなと思いますので、ぜひその辺はつくる方向で考えていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（高橋拓生君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵嘉之君）

実効性のある計画でということで、今現在は先ほどの本部会議を中心に対応は可能とはなっていますが、やっぱり明文化して、いわゆるマニュアル的に、全く初めて職員になった方も分かるような形で、すぐ自分の行動が起こせるようなそういう計画として、そこまではまだ至って

ませんので、そういう作成に今取り組もうとしているところでございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

災害には、あらゆる場面の想定が必要で、災害弱者の目線で対策を講じる必要があるというふうに考えておりますので、今はコロナ禍ということの状況を考えながら、やはり行政も町民も一体となった取り組みをしていくべきだなというふうに考えているところです。

次に、コミュニティ・スクールの導入についてというところに移りたいと思います。

まず、このコミュニティ・スクールということの初めての言葉を聞いたのは、平成29年頃に議会が総務教民常任委員会として福島県を視察したときに、その視察したところでコミュニティ・スクールに取り組んでいるのだという、そこで初めて知ったわけなのです。その後、令和2年に総合教育会議の中で県のほうから、法律も改正になって努力義務となったということで、ぜひ取り組むようにというようなお話でした。

答弁にもありましたように、平泉町は本当に平泉学あるいは教育振興運動ということで地域に密着してやってきているのだと思うのですが、教育長は、なぜ今、そのコミュニティ・スクールが、国・県がそういう形で設置しろというふうになったのは、どういう真意でというふうにお考えですか。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

そのコミュニティ・スクールという言葉、この時期になぜ今になってという声は、やはり全国的にもあったのだと思います。今までの世の中の流れを見て、例えば個人主義が広がっていったコミュニティがどんどん希薄化されてきたというのは、日本の国としてのやはりかなり大きな深刻な問題であったと思います。その中で、これはあくまでも個人的な感想ですが、もう一度、学校を核とした地域をつくっていかうという声は、やはりいろんなところから上がってきたのだと思います。あるいは学校を取り巻く問題もかなり多様化してきています。SNSに始まったITが広がるにつれて、いろんなことが起こってきております。地域の目がすごく大切になってきているのだ、それから家庭教育の問題もかなり重要になっております。いろんなところから、やはり学校を核とした地域をしっかりとつくっていかなければいけないのだというような流れが来ていたのだと思います。

その中で、やはり岩手県は昔から教育振興運動という運動が盛んでして、これはまさにコミュニティ・スクールが目指している活動そのものだったのです。ですから逆に岩手県としては、それはもう既にやっているよということで、もしかしたら言葉が違っただけで、やることは同じでないかという議論は随分前からありましたが、このコミュニティ・スクールの趣旨を理解した上で、では教育振興運動と重なっているところはどういうふうにもっていかうか、つなげていかうかということを数年にわたってやったような経緯だと考えております。

ですから、岩手県としてはもう既にやっていることを、言葉が変わる中でも、あまり混乱なく新しくつなげていくのではないかというふうに考えておりますが。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

今、教育長がお話しされたそのとおりだというふうに思うわけです。やはり多分これから10年前と、それから現在と、これから10年先と20年先というところの社会の変容といいますか、そういったところで変わっていくその中で、子供というそのコミュニティの変遷、その中でやっぱり親もPTA自体も変わっていくでしょうし、それからその中で行政がやはりそこをきちんとつないでいかなければいけないという、そういう趣旨で取り組むようにということなのだと思います。

それで、まずお聞きしたかったのは、第1回の運営協議会の会議が持たれたということでした。それで実は7月に当11区で、そのコミュニティ・スクールについて、みんなで勉強したいということで、教育委員会事務局の安倍さんをお願いをして講演をしていただいたわけです。それで、そのときに30人ぐらい集まったところで、コミュニティ・スクールというものについて聞いたことある人って手を挙げたのが、たしか3人ぐらいしかいなかったのではないかなと思います。それで区長さんもいましたし、「いや、区長さんも関わっているはずですよ」と言うけれども、「いや、分からない」というそういう状況で、とてもいい会だったのです。やっぱり子供を真ん中にしてスクールガード、それから民生委員さん、それから、もちろんPTAの人たちが子供のことについて地域での様子をみんなで話し合って、とてもいい話合いだったなというふうに思いました。

それで、第1回の運営協議会の会議を持たれたということですがけれども、その構成員、メンバーはどういった人たちになっているのか、お知らせください。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、ただいまコミュニティ・スクールの構成員についてというようなご質問だと思いますが、コミュニティ・スクールの構成員につきましては、各学校の実情に合わせた形で、これまで実動的に教育支援活動等に参加していた方々を中心に各学校において選定していただきまして、大体、各校15名程度というようなところで委員構成というような形でお願いしてございます。

なお、このコミュニティ・スクールの活用方法なり、あとは子供たちと地域の関わり方につきましては、小学校、中学校、それぞれ異なるというようなことも想定されるということもございまして、それぞれの発達段階に応じて必要な支援、サポート体制を考慮しながら委員を選定していただいたというところでございます。

それで、具体的には、平泉小学校、長島小学校、小学校につきましては、地域の方々に直接的

に支援を受ける機会が多いというようなことから、地域学習の指導や授業の補助等があるかと思
います。または、あとは学校の支援なり教育支援の視点などから、小学校さんにおいてはそうい
う視点でもって委員を選定していただいていると。

あと、中学校におきましてはキャリア教育のサポートなり、あとは生徒が自ら地域のために何
ができるのかというような考え方を主体的に行動するというようなところもございまして、生徒
が実際に地域に出向いて参画する活動を支援できるような体制の構築を目指すというようなと
ころから、中学校においてはそういう委員を選定していただいているというような状況ございま
す。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

1 1 番（升沢博子君）

具体的には、区長さんとか今までも評議員さんとか、それから、もちろんPTAの役員さんも
そうでしょうけれども、そういった方たちが入っていただいているということによろしいのでし
ょうか。

それで、あと小学校と中学校も、また取り巻く環境も違うと思いますので、その辺の小学校と
中学校の違いといいますか、委員さんの違いがあるのかどうか、そこを伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、升沢議員のご質問にお答えしたいと思います。

各学校において、どのような構成員かという具体的なこととなりますが、まず平泉小学
校におきましては、一応、構成員が17名というようなところで、まず学識経験者ということで今
まで学校評議員をなされていた方が3名でございまして、あとは主任児童委員、スクールガード
リーダー、地域学習なりイベント行事等に学校のほうで参加するというようなところもございま
して、平泉観光協会の事務局長に入っていただいております。あとは地域の代表ということで区
長さんのほうにも入っていただいておりますし、平泉地区の婦人会にも入っていただいております。
あと地域との連携を図るという意味からも地域教育コーディネーターさんにもお願いしてお
ります。あとは、また学校支援ボランティアにもお願いしているというところと、平泉中学校と
の連携もあるということで平泉中学校の校長先生、平泉小学校の各PTAの役員さん方に入っ
ていただいているというような状況です。

続きまして、長島小学校につきましては、今まで教育振興活動というようなところで進めてき
たところもありますので、長島地区の教育振興協議会の会長ということで地域代表の方に入っ
ていただいているということと、平泉小学校と同様に学校評議員の方に入っていただいているとい
うところと、スクールガードリーダーさん、長島のほうでは少年消防クラブ等の活動もあるとい
うようなことから平泉町の消防団の第7分団長さんにも入っていただいていると。あとはボラン

ティア関係等があるというようなことで長島地区の婦人会の会長さんにも入っていただいている。あとは長島小学校合奏団の関係もございまして、地元企業ということで小沼さんにも入っていただいている。あとは平泉小学校の校長先生、平泉中学校の校長先生、地域コーディネーターさん、長島小学校のPTA関係の役員ということです。

平泉中学校につきましては、こちらもほかの学校と同様、学校評議員の方に入っていただいているということと、学識経験者ということで元教職員をなされていた方をお願いしている。あと地域代表ということで行政区長を7区、14区の区長さんをお願いしている。あとはキャリア教育の関係から、平泉の商工会の事務局長さんにも委員としてお願いしているということと、またイベント行事等に参加する観点から平泉観光協会の事務局長さんにも入っていただいておりますし、部活動の関係もありますので町のスポーツ協会の事務局に入っていただいている。あとは、それぞれの長島小学校、平泉小学校の校長先生、地域コーディネーター、PTAの役員というような形で、繰り返しになりますが、それぞれの小学校、中学校では、その地域の関わり方が異なるというようなことで、今のような方々をお願いしているというような状況でございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

このコミュニティ・スクールの設置の方法も、それぞれの自治体で特色のある取り組みでよろしいと思うのですけれども、ほかの八幡平市とか、それから北上市、それから遠野市とか、そういうところを調べてみたところ、コミュニティ・スクールって一体何なのという、そういう導入のところから入るということで、そのコミュニティ・スクールディレクターという形の推進員ですかね、その方をお願いしていると。八幡平市の例なのですけれども。そういったところの予算も含めて、そういうところは平泉の考えはないのかどうか伺います。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、ただいまコミュニティ・スクールにおけるディレクターといいますか、そのようなものの設置はどうかというようなご質問かと思いますが、いずれにしましても平泉町は小さな町ということで、学校自体も3校のみというようなこともございますので、先ほど委員の中にも、それぞれの学校に地域教育コーディネーターという方をお願いしているというようなところもございまして、その方々と、また、教育委員会等と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

ちょっとPTAの方に伺ったのですけれども、設置はしたことはなあって、コミュニティ・スクールに平泉がなったのだということはそのとおりなのですけれども、でも、これからですよという、その協議会に参加されている方がおっしゃっていたのは、それを生かすも殺すもというか、それはその参加している方々の本当に本気度というか、そこが試されていると思うのですよねという話をしていました。

そして、やはりどうしても学校から離れてしまう、PTAでもなくなる、孫もそばにいないとかという人たちは、どうしても学校という敷居が高いという、「学校の先生方はどうしても敷居が高いのだよね」というふうにおっしゃる人が多いので、これを取り組むことによって、本当に支援とかではなくて同じ対等な立場で地域と協働ですよ、いわゆる。そういう形の子供たちを真ん中にして、そういうことができればいいのかなというふうに思います。

それから、これを設置した目的として考えられるのは、学校を取り巻く環境の整備とかということについて、昔から長島地区のあたりなんかは草刈りとか、そういうところで本当に協力してやってきた経緯があるというふうに聞いております。ところが高齢になったり、それこそコミュニティが薄れたりということで、なかなかそれができなくなってきたと。だけれども学校だけではできないということもあって、それが今、長島地区のコミュニティ・スクールのテーマになっているのですという話も伺ったところなのですけれども、ちょっと特定の名前だとどうなのかなとは思いますが、長島の今こんなことで困っているのだということでの校庭の草の関係とか、そういうところをやっぴりみんなで協力し合っというよ、これこそ本来のコミュニティ・スクールだと思うのですけれども、その対策というか、そういうことについて教育長、お考えをお願いします。

議長（高橋拓生君）

吉野教育長。

教育長（吉野新平君）

まず、1つ、私も県内いろんな学校、いろんな地区回ってきた立場でお話しさせていただきますと、これほど地域と学校が一緒になっている町は本当はないだろうと思うほど、平泉町は地域の中で子供たちは育っていると思っております。ですから、まずそれを地域にも子供たちにも伝えて、本当にいい町で学習しているのだよ、育っているのだよというのを伝えたいと思っています。

その上で、今、議員さんがご指摘のとおり人口も少なくなり、それから、なかなか地域の人たちも学校に入りづらい雰囲気があるというのも聞こえてきております。やはりこれを機会に学校もさらに敷居を下げて、入りやすいような雰囲気づくりをする必要があるだろうと思います。先ほどの草取りのことではないのだけれども、困ったときだけ地域に頼むではなくて、やはり自分たちでできることは自分たちでやる、これ、地域もそうなのです。地域もできるところはやる、困ったときにみんなで協力し合うというのは、これは相互扶助の基本だと思います。困ったときに助けてもらうのだけれども、でも、できることはみんなでやっという、自分たちでやっというというのは、これは特定の学校だけではなくて全ての学校で言えることだと思います。

大切なのは情報を共有し合うということ、常々情報を共有し合って、地域の情報は学校でもつかんでいる、学校の情報は地域でもつかんでいるというふうに透明性のある関係をつくっていくことが、これからコミュニティーでは必要になってくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

ぜひ、いい方向で進めていただければと思います。

最後になりましたけれども、学習交流施設エピカの運営についてということで、賑わい交流の拠点としての学習交流施設エピカがオープンして2か月がたったところですが、明るく開放的で、職員の皆さんの本当に対応もよくて、まさに町民交流の拠点になっているというふうに思います。現在、運営管理会社のシダックスの自主事業も先日開かれて、町の人たちも本当に喜ばれていたなというふうに、民間の持つ力でこういうこともできるのだというところを実感したところです。

実は、平成31年3月の会議のところで、エピカの運営を協議する機関はどこになるのでしょうかという質問をしたときに、社会教育委員会が担うというふうな答弁でありました。そこで、もちろん社会教育委員は社会教育全般にわたって協議をされる委員会だとは思いますが、質問にも上げましたとおり、やはり評価も含めてエピカを利用する団体も参加できる運営協議会ということを設置するよう、これは運営会社のほうに促すといいますか、教育委員会としても指導する立場にあると思いますので、そういうところを働きかけていただければということで、先ほどの答弁の中にもそういうふうに働きかけるという答弁をいただいたところでありますが、今後、もちろんこれはエピカの館長が任命する形の委員会になるわけですが、その辺の仕組みについてお知らせいただきたいです。

議長（高橋拓生君）

千葉教育次長。

教育次長（千葉数馬君）

それでは、ただいま学習交流施設のエピカの運営協議会の設置者についてというようなご質問かと思っております。それで運営協議会につきましては、現在、町と指定管理者との間でいろいろと今検討しております。設置につきましては指定管理者のほうで設置していただくというような方向で、今進めているところでございますが、できれば年度内中の設置に向けてというようなことで今協議しております。

この運営協議会におきましては、学習交流施設における管理運営状況等につきまして確認、あとは検証、あとは改善等を行って、また、あとはその指定管理者におきまして利用者のニーズを把握しながら、それらを反映した事業展開をしていくというようなことで、そこら辺の計画などについても、いずれ協議いただくというようなことで検討してまいりたいというところでございます。

以上です。

議長（高橋拓生君）

升沢博子議員。

11番（升沢博子君）

ぜひ、シダックスさん、学習交流施設を運営されている会社の皆さんには、そこに町民も参画して、みんなで運営といたしますか、いろんな意見も話しながら、いいものになっていっていただいなというふうに思っているところですが、運営協議会が設置されることで、協議会委員という人たちは学習交流施設と住民を結ぶパイプ役という存在になるのではないかなと思います。今後、学習交流施設エピカが全世帯町民の生涯学習の拠点と今なっているのですけれども、もっともっと利用されていくことを、賑わい交流そのものになっていくことを期待しながら、私の質問を終わりたいと思います。

以上、質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

議長（高橋拓生君）

これで本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次の本会議は、明日8日午前10時から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

散会 午後 4時07分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 三 枚 山 光 裕

同 真 籠 光 幸